

総務文教委員会記録

○開催日時

令和5年9月8日 午前9時55分～午後2時48分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	徳永武次	委員	新原春二
副委員長	山中真由美	委員	森満晃
委員	大田黒博	委員	溝上一樹
委員	福田俊一郎		

○紹介議員

議員 成川幸太郎

（請願第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書）

議員 犬井美香

（請願第6号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書）

○その他の議員（6人）

議員	井上勝博	議員	帯田裕達
議員	森永靖子	議員	阿久根憲造
議員	成川幸太郎	議員	犬井美香

○説明のための出席者

未来政策部長	古川英利
未来政策部次長	祁答院欣尚
未来政策部次長	堂元光信
秘書広報課長	川床和代
企画政策課長	下門隆嗣
地域デザイン・移住定住グループ長	早瀬孝一
コミュニティ課長	田中英人

行政管理部長	鬼塚雅之
スマートデジタル監	喜山雄介
総務課長	黒木諭
財政課長	大濱浩一
契約検査室長	園田克朗
財産マネジメント課長	下蘭伸一
行政経営課長	福元昭宏
スマートデジタル戦略室長	福山勝広

会計課長 西元哲郎

教育部長	上大迫修
教育総務課長	坂上克久
学校教育課長	中津朋広
社会教育課長	坂下克博
少年自然の家所長	児玉学
中央図書館長	寺田和一

選挙管理委員会事務局長 上野卓也

監査事務局長 尾曲秀樹
公平委員会事務局長

議会事務局長 田代健一
議事調査課長 久米道秋

○事務局職員

議 会 事 務 局 長 田 代 健 一
 議 事 調 査 課 長 久 米 道 秋
 課長代理兼議事グループ長 上 川 雄 之

管理調査グループ員 米 森 裕 太
 議 事 グ ル ー プ 員 今 吉 聖 人

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第80号 財産の取得について 議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第6号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
(所管事務調査)	秘 書 広 報 課
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 室
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 マ ネ ジ メ ン ト 課
(所管事務調査)	行 政 経 営 課 ス マ ー ト デ ジ タ ル 戦 略 室
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局
議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。本日の委員会は、お手元の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについてを申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第80号 財産の取得について

○委員長（徳永武次）まず、議案第80号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久）それでは、議案第80号について説明いたしますので、議案その2の80—1ページをお開きください。

議案第80号財産の取得についてでございます。

議案の内容について説明をいたしますので、教育部の議会資料をお開きください。

議案の概要といたしましては、平成11年及び平成14年から使用している里及び下甕学校給食センターの厨房機器を取り替えようとするものでございます。

取得する財産につきましては、2の取得財産に学校給食センターごとに記載しているとおりでございます。

契約金額は、3に記載のとおり、両学校給食センターを合わせて2,024万円であり、納入期限は令和5年12月31日となります。

開けていただきまして、資料の2ページと3ページに、参考として取得しようとしている厨房機器の写真を掲載しておりますので御覧いただければと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）学校給食センターの機材については、当然更新をしていかなければならないというのは理解をしています。甕島はそれぞれ学校統廃合があつて、給食センターも統廃合がされたと思うんですけど、その中で今まで古い機材について、統合される前の機材はどのような処理をされていたのか。古くて使用が不可能だったのか、そこら辺をお聞かせください。

○教育総務課長（坂上克久）既存の機器につきましては、利用できるものについては統合の際に移動をさせておりますけれども、古い機材につきましては廃棄をさせていただいております。

○委員（新原春二）機材の更新をする時間的な年数的なそういうリミットといいますか、そういうものは全体、こっちの本土のほうの更新のほうも、機材の買換え時期というのは、何か規定か何かで決まっているんですかね。

○教育総務課長（坂上克久）機材によりまして耐用年数等が違ってまいります。また、予算の関連もございますので、耐用年数が過ぎ古くなった機材から順次更新をかけていくというような方針で更新をかけております。

○委員（新原春二）そうだと思うんですけども、今回の機材の調達については、今までも老朽化で期限が来ているのでこういう更新をしたいということの捉え方でよろしいんですかね。

○教育総務課長（坂上克久）そのとおりでございます。

○委員（新原春二）それぞれ子どもたちが本来に楽しく食する給食でありますので、できるだけ近代的な機材がたくさん出ていると思いますので、随時新しいのに更新をされて、調理をされる方もそうですけども、子どもたちの食の安全を含めて、ぜひ前広にこういった買換えではしていただきたいということをお願いをしておきます。

○委員（福田俊一郎）今回、財産の取得ということで議案を出していただいているところでありますけれども、まず、今回の入札については、種類はどのような形で入札を行われたのか。指名競争なのか、一般競争なのか等についてお答えいただきたいと思います。

○教育総務課長（坂上克久）今回につきましては、指名競争入札で実施をしております。

○委員（福田俊一郎）薩摩川内市の中で厨房

機器を取り扱う業者の数というのはある程度限られているんじゃないかなというふうに思うところですが、当然営業所があったりしたところについての入札というようなことであります。指名入札ということでしたから、何社が参加をされたのかについて御回答いただきたいと思います。

○教育総務課長（坂上克久）基本的には、本市の厨房機器の入札資格を有する業者であり、そのうちで本市内の地域に本店、または支店、営業所を有し、今回選定いたしました厨房機器を納入できる業者を選定しておりまして、今回は１５社を選定しております。

○委員（福田俊一郎）結構あるんですね。ちょっとイメージとすると結構たくさんの業者さんがあるということを認識したところであります。その中で、今言われたように納入実績とか修繕をこれまでするという実績の下で１５社を指名されたというふうに思いますけれども、これについては当初予算のほうで今回計上をされて、入札が行われたというふうになっているはずですが、当初予算のほうでは給食センターの施設整備事業と合わせての金額が計上されておったものですから、今回、契約金額は２，０００万余りと、２，０００万ちょっとということでした。当初の予定の、指名競争入札ということですので、予定はどれぐらいの金額でもって、落札額はどれぐらい、２，０００万ぐらいだったんでしょうけれども、何割程度の割合になっているのか、それを示してください。

○教育総務課長（坂上克久）当初考えておりました設計額につきましては、２，２６０万円ほどでございます。今回２，０２４万円ということですので、大体９０％程度ということでの落札というふうになっております。

○委員（福田俊一郎）分かりました。せっかく地元の業者さんのようでありますので、今後のメンテナンス等については、いち早く対応ができるものと期待をしております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第９５号 令和５年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、議案第９５号令和５年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久）それでは、第７回補正予算の教育総務課分について説明をいたしますので、予算に関する説明書の４６ページをお開きください。

１０款１項２目事務局費の増額は、４月の人事異動に伴います人件費の調整によるものでございます。

４７ページをお開きください。１０款２項１目小学校管理費の増額は、同じく４月の人事異動に伴う人件費調整によるものでございます。

同ページ、１０款２項３目小学校建設費の増額は、小学校２校のプールろ過装置の改修工事及び同棟の閉園した幼稚園の改修に伴うものでございます。

４８ページをお開きください。１０款３項１目中学校管理費の増額は、４月の人事異動に伴う人件費調整及び高木剪定に係る経費の不足に伴うものでございます。

同ページ、１０款３項２目中学校教育振興費の教育総務課分は、備品購入費であり、大型提示装置の購入に伴うものでございます。

同ページ、１０款３項３目中学校建設費の増額は、２クラスでの対応を想定しておりましたが、生徒数の減により１クラスでの対応となる中学校が発生し、教室が狭隘となったことから、当該校の視聴覚室を至急普通教室に改修する必要が生じたため、工事を実施したことから、今回補正を行うものでございます。

４９ページをお開きください。１０款４項１目幼稚園管理費は、４月の人事異動に伴います人件

費の調整が主なものでございます。

51ページをお開きください。10款6項3目給食センター費は、4月の人事異動に伴う調整及び給食センター統合に伴い不足する物品を購入するものでございます。

歳入については、今回補正はございません。

続きまして、債務負担行為補正の説明をいたしますので、予算に関する説明書の12ページをお開きください。

追加するものとして、樋脇学校給食センター給食調理等業務委託、入来・祁答院地域を計上しております。初日の議員全員協議会で説明いたしましたとおり、樋脇及び入来学校給食センターの統合に関連し、改修後の入来学校給食センターの稼働開始が令和7年9月となることから、令和6年4月から令和7年7月まで樋脇学校給食センターにおいて、入来・祁答院地域の給食調理・配送を行うこととなるため、債務負担行為を設定するものでございます。

○委員長（徳永武次） ここで、委員の皆様申し上げます。3名の方から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

次、学校教育課長の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（中津朋広） それでは、学校教育課に係ります補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書第7回補正の46ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費の説明欄の事項教育指導費は、祁答院地域の小学校再編に伴い、再編先となる大妻小学校の施設や設備の改修及び校旗等の備品の整備費用を増額するものです。

ここで、祁答院地域小学校再編に伴う施設等の改修等について説明いたしますので、総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

本事業は、祁答院地域4小学校を1校に統合し、現在の大妻小学校の施設を活用して、令和6年4月1日に、（仮称）祁答院小学校を開校する予定であり、統合先となる大妻小学校の施設や設備の改修、校旗等の備品を整備することとしております。

2の事業の概要ですが、業務委託として、体育館の補修設計や備品等の運搬、ICT機器の移

設・設定等を行う予定であります。

施設等の改修工事としては、体育館の舞台幕補修や校舎の照明改修等の工事を行う予定であります。

また、備品購入として、校旗と公印の購入、消耗品・印刷製本費として、4小学校の開校式に係る横断幕やパンフレットの作成を行う予定であります。

3、今後の予定としましては、令和6年度以降に校舎の外壁工事や体育館の補修工事、トイレの改修工事等を計画しているところです。

改修工事等につきましては、できるだけ児童の学習活動に影響の少ない長期休業中に行うように努めてまいりたいと考えております。

以上で、祁答院地域小学校再編に伴う施設等の改修等に関する説明を終わります。

再度、予算に関する説明書にお戻りいただき、47ページをお開きください。

10款2項2目小学校教育振興費及び、次のページの48ページの3項2目中学校教育振興費は、実績見込みによりスクールバス運行业務委託料を減額するものです。歳入補正予算に関する説明はございません。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員 着席〕

△請願第6号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書

○委員長（徳永武次） 次に、請願第6号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

請願号文書表については既に配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員の犬井議員に出席を頂いておりますので、請願の趣旨等についての説明を求めます。

○紹介議員（犬井美香） ありがとうございます

す。このたびは、総務文教委員会におきまして本請願に対する趣旨説明の機会を頂きましたことに感謝申し上げます。

さて、令和３年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、全国で２４万４,９４０人と８年連続で増加しており、鹿児島県内においても約３,０００人が不登校とされているなど、依然高水準で推移しております。

また、不登校の定義となっている年間欠席３０日以上条件には当てはまらないけれども保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど、事実上の不登校児童数も鑑みると、文部科学省の実態調査だけでは把握し切れていない潜在的な不登校児童生徒も多数存在していることも考えられます。

このような中、多様な学習機会を提供するフリースクールなどの民間施設への需要が高まってきたものの、利用する際の家庭の実情を見ると、文部科学省調べでは、利用料が月３万３,０００円程度という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学となるため、身体的、時間的、心理的負担もあるようです。

さらに、民間施設を設立するための経済的支援制度は、一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず、設立を断念している個人や団体も少なくありません。

このようなことから、現状では２０１６年に成立した教育機会確保法の第３条の基本理念に明記されている、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が果たされているとは言えない状態であり、本請願は、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、国において早急に具体的対策を講じるよう、本議会より意見書を提出していただくようお願いするものになります。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択につきまして、委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（徳永武次） 次に、本請願について当局の補足説明はありませんか。

○学校教育課長（中津朋広） それでは、補足説明、それから本市の不登校の状況等について、

説明させていただきます。

教育機会確保法には、附帯決議というものがありまして、この附帯決議の９番目に、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき、必要な財政上の措置を講ずることというふうにあります。法律及びこの附帯決議を根拠にこの請願書が出されております。

本市の不登校生徒の実態ですが、年間３０日以上不登校のために欠席している児童生徒です。令和４年度は、小学校が１１４人、中学校が２０２人（９ページの発言により訂正済み）で、合計で３１６人となっております。

全児童生徒に対する不登校児童生徒の出現率ですが、令和３年度において、小学校が、国が１．３％に対して本市は１．５３％、中学校は、国が５％に対して本市は６．７２％となっております。

それから本市のフリースクールの状況ですが、まず、本市の児童生徒が利用しているフリースクールに該当するものとして、市内にクローバーキッズという施設があります。これは毎月１万５,０００円費用が必要ということで、現在１名利用しているというふうに情報を得ております。

それから市外の施設になりますが、始良市の楠学園、こちらの利用料が月額３万５,０００円、こちらも１名利用しているというふうに情報を持っております。

それから始良市のほうにもう一つ、そらひフリースクールというものがありまして、こちらも１名が利用しておりまして、利用料は月額３万２,０００円となっております。

このほかにハリネズミの楽校という、ハイリー・センシティブ・チャイルド、非常に敏感で繊細な子どもを対象にしたフリースクールがございまして、現状こちらに関しては、毎週木曜日１３時以降しか開校しておらず、料金も無料となっております。

不登校児童生徒でフリースクールに通っている児童生徒は、フリースクールで学んだことが学校の教育課程に沿った内容であれば出席とされます。フリースクールへの出席、学んだ内容については、

学校とフリースクールが連携をして確認することになっております。

フリースクールに通うことに対する保護者への経済的援助制度はございません。

○委員長（徳永武次） ただいま紹介議員及び当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 今当局のほうからも、市の実態についてありましたが、請願者についてお尋ねなんですけれども、そういう今、川内に1か所あって1名が参加をしているということなんです。が、実態はちょっと違うんじゃないかなと私も思っているんですが、現状として、犬井議員が把握をされているこの不登校のフリースクールの関係で、現状としてはどんな把握をされていますか。

○紹介議員（犬井美香） 私が把握しているのは、先ほど御紹介あったように、ハピネスのほうに1名在籍しているということ。そして、紹介にもありましたように、ほかの自治体のフリースクールに通っている児童生徒がいるということ。あと、この請願にもつながる部分ではあるんですけれども、本市のフリースクールということではなく、他市のフリースクールを求めてそこを選んで移住された方というのも実際いらっしゃるというのはお聞きしております。

○委員（新原春二） 市の実態に即して請願が出されているわけなんですけれども、当局にお尋ねなんですけれども、今ありました薩摩川内市で小学校で114名、中学校で180若干、全部で三百何名という不登校の児童があるということなんですけれども、そうした児童は現在今どういうふうな暮らし方をしているんですかね。把握できていたらお知らせください。

○学校教育課長（中津朋広） 不登校としてのこの人数につきましては、年間30日以上不登校のために欠席している児童生徒となっておりますので、この中に、結局例えば1学期に30日欠席して、その後復帰した児童生徒も含まれるわけですね。ですから、この出てきた数字の子たちが年間を通して学校に出てきていないということではないんですが、本市ではスマイルルームといって不登校の子どもたちが学ぶ機会を保障するためにつくっている施設がありますので、スマイルルームに通ったりとか、子どもによっては、日によっ

ては保健室登校、別室登校で午前中だけ登校するとか、子どもによってその登校状況、それから施設の利用状況は様々であります。ただ、やはり中にはなかなかそういうところにも参加できずに自宅でという子どももいることも、これも実情であります。

○委員（新原春二） いろいろと打つ手はあるんでしょうけども、今スマイルルームという話がありましたが、薩摩川内市に開設しているスマイルルームには、その利用実態というのは今どういう状況になっていますか。

○学校教育課長（中津朋広） 令和4年度、昨年度の1年間の利用状況ですが、スマイルルーム、小学校は令和4年度末で利用している児童が9名、中学校で令和4年度末で利用している生徒が62名でした。これ毎年更新を行いますので、本年度の7月現在ではどういう数字になっているかといいますと、小学校が今現在利用している児童が7名、中学生が24名ということになっております。

○委員（新原春二） 分かりました。ただ、その数においては、まだはるかに遠い数になっているんですよ。三百何名というのは、状況によってずっと365日来ないかといえそうじゃなくて、来る日もあれば来ない日もあるという、30日ちう限定があるわけですけども、延べで三百何名です。で、実態、全くスマイルにも行かない、学校にも行けない、家庭でしか見ておれないという数はどのくらいあるんですかね。

○学校教育課長（中津朋広） その数に関して正確なところは、ちょっとこちらも持っていないところです。というのがやはり子どもによりまして、さっき説明しましたとおり、1学期間30日出てこれなかった子どもが復帰する子どももいれば、逆に今度は2学期の途中から不登校に陥ったりとか、あるいは逆に1学期不登校になって2学期改善したんですがまた3学期来れなくなったとか、子ども一人一人で実情が違いますので、なかなかそこに関しては、この時点で今現在どういう状況かというのはちょっと難しいところであります。

○委員（新原春二） その前に各小学校、中学校の学校で校長範囲の中できちんとそういうデータというのは捉えてあるんですかね。そしてまたそ

れに対する対象、それぞれ一人一人の児童生徒に対してケアがなされていくはずなんですけども、そこら辺のケアの流れというのはどんなふうになっていますか。

○学校教育課長（中津朋広）やはりこの不登校に関しては、それぞれの学校で子ども一人に応じた対応をしております。もちろん担任が家庭訪問をした際に、やはり学校を長期間休んでおりますので、学習課題を届けて、そしてまた家庭訪問するときにその学習課題を受け取ったり、状況によっては、ＳＳＷ、スクールソーシャルワーカーと連携をして、スクールソーシャルワーカーに家庭訪問するなどして、一人一人が登校に向かうような対応をしていることは確かであります。

○委員（新原春二）結論になりますが、今の実態はなかなか全ての子どもたちに届いているケアがかなり厳しいなと。学校も、それぞれ担任も教室を持っておれば、あるいは支援の子どもを持っている状況の中で、先生方が大変忙しいという中で、不登校が、一人ならいいですけども、一人、二人出てきた場合にそっちのほうにかなり力をつけていくということになりますので、やっぱりこれは民間の活力をお願いをせないかんのじゃないかなと思うんですね。だからそういう意味では、地域には民生委員さんもうらっしゃいますし、各自治会もありますけども、そういう中でやっぱり見守りというか、そこを通じて、こうした私立のフリースクールというのをやっぱり数を増やしていかなきゃならないのが、この附帯決議にも出ているその原因だと思いますので、そういった意味では、市も、国のほうではなくて市の単独でそうした予算措置をしながら、きちんとやっぱり見ていく。今の現状とすれば、まだ四、五名ですよ。各スクールに行っている人は四、五名ですので、その枠を広げるというのは、金銭的な負担もどうせあるわけですので、そこら辺は市できちんと措置をしていく方法というのをやっぱり考えなければいけないんですが、そこら辺の考えは、市としては市単独でそういうふうなものを予算措置をしていく、あるいは条例をつくってきちんと措置をしていくちうことの方法というのは、今のところ考えていらっしゃるんですか。

○教育部長（上大迫 修）新原委員のほうからの質問に関しまして、この附帯決議で求められ

ています経済的負担の在り方についてといった部分で、どのように捉えているかという視点から整理をさせていただきたいと思います。

フリースクール等の設置及び運営については、公立学校とは異なり、明確な規定がない状況であります。今回、教育機会確保法の中で、学校外で多様な学びの場を提供することを目的とした法律の趣旨を考えますと、直近の問題としては、公立学校とどう差別化して、住んでいる地域、またスクールのある場所、それぞれの学校で行っています学習教育の内容等が異なる中で、どのように財政的支援といったことを考えていくのかということについて問題となっているように認識しております。

あくまでも文部科学省の衆・参の審議におきまして、そこに書かれているものというのは、要は、政府と関係者によりまして、経済的負担の在り方をまず議論をして、そこで生み出されたものについて、財政的支援をどうするのかきちんとされたいというような国会委員会での付託というふうに考えております。私どものほうも、教育の抱える現場の状況からしますと、その議論がどのようになされたのかというのを注視している状況でございまして、附帯意見にあります具体の設置及び運営に関する部分の補助をどう捉えるのかといった部分等がまだ整理が十分なされていないというふうに認識しているものであります。よって、学校の形態等を考えますと、薩摩川内市のほうがフリースクールの設置に対して補助を出すとか、運営に関してどうするとかといった部分というのは、全体の議論が見えていけませんので、なかなかここでもうあるべきといった形のほうを述べる状況にはないというふうに考えているところです。答えにならなかったかもしれませんが、一応は経済的支援の在り方等について議論検討するというふうに附帯意見で政府及び関係者の中に促されているというような状況で整理をしているところでございます。

○委員（新原春二）市内にも３００を超える不登校の児童がカウントされているわけですので、ここはきちんとした、今回請願を出していただいて、この種の節介をきちんとやっぱりやって、薩摩川内市はどうするかということの方法も、請願については国のほうに陳情を出してくださいねと

いう陳情ですから、それはそれでもいいんですけども、我々も実際具体的にどういうもので今されているかというのは全然知らないものですから、調査研究をして、市で単独でやれるものなのか、それともまた国の方策を待つのかちうことの二者択一だと思いますので、そこら辺はまた研究調査をしてみたいと思います。

○委員（森満 晃） 今、不登校の児童生徒の本市の現状については、人数等、るお話を頂いたんですが、また改めてこの不登校の児童生徒の近年の推移とこの要因をどのように教育委員会は分析されているのか、ここについてお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（中津朋広） 不登校の児童生徒については、これは増えているのが現状であります。実はこの不登校の国・県の前年度の実情というのは、10月頃発表になりますので、まだ令和4年度の細かな分析がなされていないところで、今私の手元にあるのが令和3年度までの分析結果なんですけど、国のほうはやはりこの不登校の急増に関しては、一つはコロナ禍で学校で様々な交流活動ができなくなったことに対する子どもたちの学ぶ意欲の低下、あるいは学校に通うということに関する漠然とした不安感、そういうものが一つ大きく影響しているというふうに分析しております。

もう一つが、やはり家庭環境の問題です。今、学校に通わせることだけが選択肢ではないというような考え方もあると思います。多様な考え方がありますので、そのようなところも影響しているのではないかと国は分析しているところです。

私たちも本市のこの不登校の増加につきましては、本市で長く取り組んでおります小中一貫教育等の交流活動も、なかなかやはりコロナ禍でできなくなってしまった。そのあたりも大きく影響しているのではないかとというふうに考えているところです。

また、不登校の要因について分析しますと、やはりその中に家庭での問題、あるいは本人自身の無気力といったものが非常に大きなウエイトを占めている。これも実情でありまして、なかなかの学校での友達関係が原因だとかということに関しては、非常に割合としては少なくなっているというのが現状でございます。

すみません。先ほど私が不登校の人数について、小学校114、中学校188と申しましたが、すみません、間違っておりました。小学校114で、中学校は202です。合計で316ということになっています。訂正をいたします（6ページで訂正済み）。

○委員（森満 晃） 今課長のほうから説明いただきましたけど、そういったコロナだったり、不安であったり、家庭環境であったりという形で、今そういう要因があるということなんですけれども、この請願の趣旨にもありますけども、不登校の定義となっている年間欠席30日の条件に当てはまらないが保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童の生徒も鑑みるということでありますけども、こういった不登校に対する子どもたちに対して、それを間近に教えていらっしゃる先生方の捉え方、あるいはそういう不登校が増えてきている中で、例えば市P連の連合会のほうでいろんな協議がそういった部分についてもなされているのか、そういった現状についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（中津朋広） まず、やはり学校としては、この不登校が増えている現状に関しては非常に憂慮しております。もちろん私ももちろんです。今、薩摩川内市で魅力ある学校づくりということに取り組んでいるのですが、この魅力ある学校づくりというのは、もともとは国立教育政策研究所が不登校の未然防止ということで全国的に取り組んできた取組なんですけど、その取組を本市では全小・中学校で取り組んで、不登校の未然防止にとにかく取り組もうと。だから新規の不登校を増やさない。なおかつ現在不登校になっている子どもについては手厚く支援をして、一日でも早い復帰を促していくという、言わば二つの両輪で取組をしているところです。学校のほうも、この不登校については非常に大きな課題として捉えているところです。市PTA連合会等ではこのあたりは話題になっていると思うんですが、そこについては私も具体的な情報を持っておりませんので、すみません。

○委員（森満 晃） ちょっとそこで確認させていただきますけども、先ほどから出ていますスマイルルーム、本市の適応指導教室、またの名を教

育支援センターともいわれ、以前お聞きしたときも、集団生活への適応や基本学力の補充、または基本的な生活習慣の改善などを学校生活へ復帰を支援することを目的として教育委員会が設置している教室であるという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広） そのとおりでございます。

○委員（森満 晃） それと出席扱いについては、先ほどもあったのですが、学習の計画など個別指導の要項が確立され、その中で保護者と連携を取りながら保たれていると学校長が判断すれば、そういった形で出席の扱いにもなるという、そういった流れでよろしいんですかね。

○学校教育課長（中津朋広） おっしゃるとおりで、今のことに关してはスマイルルームですが、フリースクールに关してもそのとおりでございます。

○委員（森満 晃） ではそうした中で、令和元年に文科省のほうから、この不登校の児童生徒に対する現状について、必要に応じて情報交換や連携を図るようというところで、教育委員会に連絡が出されていると思うんですけども、それについて、本市としてその後どういった対応をこれまで取ってこられたのか、もし何かありましたらお願いします。

○学校教育課長（中津朋広） 誠に申し訳ありません。もう一回お願いしてよろしいですか。

○委員（森満 晃） 令和元年にこの不登校に対して、文科省のほうから不登校の児童生徒に対する現状について、必要に応じて情報交換や連携を図るようという通達が出されたと思うんですけども、それについて、本市の教育委員会としてどのように対応されましたでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広） 失礼いたしました。情報交換を先ほど情報公開と聞き違えてしまいました。申し訳ありません。

不登校児童生徒の情報につきましては、まずは不登校の児童生徒に最も関わっているのがS S W、スクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーとは、毎月スクールソーシャルワーカーとの教育委員会との情報交換会というのを設定しておりまして、そこでスクールソーシャルワーカーがこの学校のこの児童生徒に対してこのような働きかけをしてきたということについて、

こちら情報共有をして、どの学校にどのような困っている児童生徒がいるということについて把握しております。また、学校とも情報交換をするように努めております。

また、スマイルルームにも定期的に訪問をして、スマイルルームでの子どもたちの様子についても実際に参観をしたり、指導員の方々と情報交換をしたりしているところでございます。

○教育部長（上大迫 修） 森満委員からの御質問は、文部科学省のその必要に応じて連携を図るといった部分で、仮に市内の中学校等でそういった部分が発生したら、そういうのを知った場合については、学校のほうからフリースクールと連携を取っているのかという趣旨の部分ですよね。もちろん文部科学省からのこの通知の内容につきましては、学校現場に下ろしておりますので、学校長がという判断の部分でもありましたから、そういう状況が確認できた場合は、学校からフリースクールのほうに連絡を取る、もしくはフリースクールのほうから学校側に連絡をもらうといった形での対応は周知を図らせていただいているところです。ただ、具体的にどういった事案があったのかということについては、手元に情報等がありませんので、お答えできないところであります。

○委員（森満 晃） 理解しました。

あと、フリースクールにおいて、こちらにもありますが、多様な学習機会が確保されるということで、なかなか環境が変わることで、通常の学校の学習レベルの環境学習が保たれているかという、またこれは別の話になるかもしれないんですが、今新原議員からもありましたように、なかなか今実際、国や文科省の動きが見えない中で、ただ、私としてはこの意見書を今出すというのはどうなのかという考えもあります。ただ、やっぱり本市における一自治体としての民間に対するこの動き方という、何かこれはやっぱりしていかないといけないんじゃないのかなってそういう気がします。特にやっぱり、これは教育委員会の問題だけじゃないんですけども、大きな企業と民間といいますか、そういう民間だったらなかなかこれは民だからという形で切られる部分があるので、そういった意味ではやはり子どもたちの今後のまた学校に復帰するという部分では、やっぱりそこに一歩足を踏み出して、この子どもたちを教育委員

会がどうやって考えていったらいいのかというところは、民間がそういう施設がこれから増えてきてはいけないのでしょうか、そういう中で何とか手助けをしてやろうという部分がある部分については、何とか市として、自治体としてやっぱりまず考えるべきじゃないのかなと常々そういうふうに、前回私もたまたまこれは2年前に一般質問した中でそういう返答も頂いているんですけども、そこがなかなか2年たっても多分変わっていないんだろうなとは思っていますけども、今、新原議員の答弁を聞く中で、だからそういう部分については、少しやっぱり、教育委員会だけでなく市全体として少し踏み込んだ考え方を持っていたきたいなという現状は思っています。

○委員長（徳永武次） 今の考え方に部長は何か答弁ないですか。

○教育部長（上大迫 修） 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、フリースクールと連携を取って本市の児童生徒等のそういう多様な学びの機会といった部分への対応というのは、労を惜しまずきちんと対応していかないとはいえないし、そのように考えております。

ただ、請願の中にありますとおり、経済的支援といった部分等になりますと、フリースクールの設置の場所が市外にあったり、もしくはその教育内容等、多様な学習の場でするのでどのような形であってもフリースクールとしての設置は可能だというふうに思いますが、その際に薩摩川内市としてどのようなところまでするのかということについては、やはり広域であったり、幅がありますので、ここについては恐らく県でありますとか、国でありますとか、直接的なそういう制度といったもの等がなければ、なかなか動きが取れないのではないかなと思っているところでございまして、さっきの答弁となりますけども、政府及び関係者におきましてこの経済的支援の在り方といった部分等を十二分に現状等も把握いただきながら検討いただいて、そこで見えてきたものについては、積極的に制度として活用できるよう、また環境が整えられるように、市教育委員会としては動くべき段階になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（森満 晃） 最後です。今、部長からも頂きましたけども、そういったスマイルルームの

枠を越えた、前も言いましたけどそういったスマイルスクールだったり、あるいはそういった小・中学校であったりだとか、そういうのがあるというのはあれなんでしょうけど、そういう学校を立ち上げるだとか、今の閉校の学校を活用してそういった部分でそういうところをつくっていくとか、やっぱり一歩足を踏み込んだ考え方というか、そういった部分も薩摩川内市以外に行く子どもたちがいるのであれば、それを薩摩川内市で受け入れられるような受皿を何とか、スマイルルームがあるんですけども、それを越えた組織というか、一つの母体としたようなそういったものもつくっていただきたいなと思います。

○委員（溝上一樹） 私のほうからも少し、森満委員の質問とちょっとかぶるんですけど、個人的にはこの不登校という言葉は僕あんまり好きじゃないんですけど、何か必ずこの義務教育の学校に行かないといけないというような感覚になってしまって、今の時代このフリースクールと、僕も学校でスマイルルーム等をよく見させてもらってますけど、学校側も柔軟に対応して、いろいろな子どもに合わせた特別な教育をされていると思うんですけど、そこでちょっと気になる点で、本市の不登校の要因というのは、今森満委員の質問で答えいただいたんですけど、僕のほうからは、犬井委員にちょっとお聞きしたくて、現場の声をもう少し聴かれているのかなという感覚で教えていただけますか。

○紹介議員（犬井美香） フリースクールに通っている子どもさんということでもいいですか。

○委員（溝上一樹） 不登校という定義の中で。

○紹介議員（犬井美香） 私が知り得ているという部分ではあるんですけども、まずフリースクールに通っている子どもさんに関しては、先ほどHSCの話もちょっとありましたけど、音にすごく敏感な子どもさんで、ざわつく教室の中では過ごせないということで学校に行けなくなって、そのことを相談したところ、受け入れてくださるフリースクールがあったというようなお声もありました。フリースクールに関しても、相談件数は100件以上を超える相談があるようです。ただ、そこで皆さんがフィットするかということではなくという現状もあります。私が前から関わっている子どもさんの中にも、当初はよく子どもたち

同士の言い合いの中で不登校になった子どもというのも実際見てきました。そうではなく、先ほど意欲の低下とかというお話もありましたけれども、何だか学校に行く気持ちがしないだったりとか、あと起立性調節障害といって、朝なかなか起きられない。昼からだとか何とか活動ができるんだけれども、午前中はなかなかベッドから起き上がれなくて、その起立性調節障害という一応診断がついた先には、学校の理解であったり保護者の理解もあるので、苦しさから逃れて何とかそういう午後から登校とかで対応できた子どもさんもいらっしゃる、それさえもなかなか難しかったということですと不登校になっていったという子どもさんもいらっしゃるはしました。とにかく本当に私が見るだけでも、理由が本当に広範囲で、教育課が言われるように、なかなか実態も含めなんですけど、つかめない部分というのは多分多いと思います。

○委員（溝上一樹） 今のお話を聞いても、本当広範囲にいろいろな理由で不登校の子どもたちが多くなっている現状なんだなと思いました。確かに情報を得るためにはちょっと難しいとは思いますが、これから保護者、子ども、学校等のヒアリングもしっかり行っているとお聞きしましたので、それに行政、ちょっと具体的にもう一步踏み出して、情報を共有していただいて、部長の答弁にもありましたとおり、ちょっと前向きに何かしらアクションを起こしていただきたいと思います。

○委員（大田黒 博） この不登校においては、学校を主体にした問題がいろいろあったと思っているんですが、児童福祉施設の大村報徳学園、慈恵学園、川内精舎ではありますけれども、ここのは親がいない方々が学校通わせている、そういう中で不登校が多かった時期もあったんですが、今、時期的にこの施設が各普通の家庭よりも不登校含めて、逆転したという話もございます。すごいなと思いつま、県が持っている児童相談所、今、さつま町にありますけれども、児相、児相と言っておりましたけれども、そことの兼ね合いを含めて、何とか不登校を緩和しよう、なくそうということで努力をされて、私も少し関与したこともありました。クラブ活動をさせたり、子どもたちにそういう興味のあるものをさせたり、そういうも

のがフリースクールへつながってきているのかなと思ったりもするんですが、意見とすれば、この南日本新聞等で8月29日に県の教育委員会がつくるカウンセラー、ソーシャルワーカー等含めて、講演会、勉強会をされております。高橋典久先生という方ですが、「変わる生徒指導」ということで、「させるから支える」というので半面に載ってございましたけれども、ちょっと教育長に確認しましたら、こういう方が薩摩川内市にも来ていただく予定があるんだということでしたので、そういうものを含めて、先生方も働き方改革を含めて大変なんだろうなと思う中に、先ほど言いました大村報徳学園等が各家庭の逆転するという意味を含めて、何とか感じるもの、捉えるものがあるんじゃないかな。そしてまたこの高橋先生あたりの意見等を勘案しながら、何とかして今ありましたように薩摩川内市の子どもに対するフォローといったものが少し独自のものがあっていいのかなと思っているところでございます。附帯決議もされている、国の動向もそうなんですが、やはりここは薩摩川内市、教育委員会含めて、もう一步頑張る時期ではないかなと思っております。ただ、300人と聞きますと、おっかねえという反応もあると思いますけれども、それを含めてお願いしたいのは、こういう高橋先生を呼んでいただいて、我々も時間があつたらそういう先生の講演会でも聞きたいなと思っているところもありますけれども、その点どうなのでしょう。1点だけ。

○学校教育課長（中津朋広） 高橋総括官に関しては、川内北中校区が、まさしく今子どもを支えるということの視点で国県の事業を受けておまして、9月21、22日には、川内北中校区の小・中学校を全て巡回して、研究の様子を見ていただく機会がございます。今議員からもっと広く話を聞く機会を持てないかということでしたので、この事業には高橋総括官が部署移動にならなければ、川内北中校区が3年間受けておりますので、これから薩摩川内市に深く関わっていただくことができると思いますので、またそちらのほうは今後検討していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員（大田黒 博） やはりマスコミ等で不登校に対してどうあるべきかというのがマスコミとテレビとかでよくありますけれども、とにかく

家にいなさいと、学校に行かせなくてもいいよというようなものがあると思うんですけど、同じようなことを聞くんですが、一歩二歩進んだ形でそういう方々をどうするのかと、そういう子どもたちを一歩二歩進んで捉え方をするのが、今とにかくお母さんたちも働きに出る、一人家庭にいさせるのかというもののの中にこういうフリースクール等が出てきているような気がいたしますので、それを勘案して次のステップを踏めればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（山中真由美） 今いろいろと御説明は頂いたんですけども、森満委員の先ほどの質問の説明に、そもそもこの不登校に対する不登校児という児童生徒は身体的理由もあると思うんですけども、それ以外にそもそも学校に通う必要性がない児童生徒もいるということなんですけど、その児童生徒の価値観といいますか、または保護者、行かない間はこういった生活をしているのか、分かっているようであれば教えてください。

○学校教育課長（中津朋広） 家庭での過ごし方については、これも個々それぞれだと思いますが、やはり子どもの中には、家でいわゆるＩＣＴタブレットとか、スマートフォンとか、あるいはゲームとかそういうものをして、昼夜逆転の生活をしている子どももいるというふうに聞いております。ただ、やはり子どもの中には、家庭で学校から出された課題等に取り組んでいる子どももいますので、そこについては個々の子どもで状況が違ってきているのかなというふうに考えます。

○委員（山中真由美） この不登校児童生徒に対して、今、身体的理由だけではなくて、先ほど御説明ありましたように、様々な多様化していると思うんですね。学校に通うだけが全てではないと考える生徒もいれば、保護者の方もいらっしゃると思います。その中で財政的支援はもちろんなんですけれども、ここはハード面、例えばスマイルルームだけではなくて、一挙に一括してというわけではないんですけど、いろんな様々な理由を集めたハード面的施設も一つはここで考えるべきではないかなと思います。その辺についても今後、本市としてどのような、近隣の市町村、今先ほど説明を受ければ、始良であったり、鹿児島市内であったり、やっぱり遠方に通うからこそ交通費が

かかったりとかするところも考えられると思うんですね。やっぱり北薩だったら北薩、川薩だったら川薩とか、広い範囲で、近隣の自治体の方々もこういった現状で悩んでいる方がたくさんいらっしゃると思います。また、薩摩川内市においては300人を超えるという状況で、やっぱり人口比でいえば、薩摩川内市がここは一つ、一挙に受け入れるような施設を立ち上げるとか、そういったハード面的な支援も今後検討されていかれたと思います。

○委員（福田俊一郎） 先ほど紹介議員のほうから、子どもの不登校に対する対応でやはり地元にはフリースクールがないというようなことで移転もせざるを得ないというような実態等も思いました。親御さんにとっては大変切実な思いだというふうに思います。ですから、人数が云々というよりも、やっぱりそういう方々の対応をしていくべきじゃないかなというふうにも思います。

また一方で、先ほど県内で3,000人と言われましたかね、多くのそういう子どもたちがいる中で、私が調べた中では県内にフリースクールが6スクールというようなことでありましたけれども、薩摩川内市としてもスマイルルームとこれまでもずっと対応していただいておりますし、また2年後には、中学校以上ですけれども、夜間中学が鹿児島市の谷山に設置されることが決まっております。そういったものも含めて、教育委員会、学校教育課としてはこれらを整理していただいて、どのように考えておられるのか、まずはそれをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（上大迫 修） 冒頭で、決して市の教育委員会が市内で不登校の児童生徒等が多数確認されていて、それに対して何もしていないかということではなくて、スマイルルーム等での支援でありますとか、実際にフリースクールに通っていることがあればそことの連携をしているという状況ですので、ただ、ここで、いるので本市にフリースクールの設置を促す、もしくは促して運営に財政的な支援を独自にやるといった部分等については、少し議論のほうが必要というか、大きくこれにしますと、例えばもしそういった形になりますと、障害者が関係します施設等が広域で設置をされたときに、扶助といった形でそれぞれの自治体のほうがその設置や運営に係る経費を負担

し合うというような大きな仕組みというのがどうしても必要になってきます。そこら辺を国の附帯決議の中では、政府及びいろんな関係者において、経済的支援といったものをそういう広域ですとか、いろんな環境の違いがあるとかいったことを細かく議論した上で具体的な政策をするとなつていきますので、私も薩摩川内市としても、国におきますそういった整理を踏まえて、具体的に活用できるような制度という形になっていくということであれば、改めてどういった施設整備にすべきなのか、できるのかといったことを判断していくような段階に入っていくのではないかなというふうに考えているところです。よって、今の時点で市においてフリースクールのほうを市内に設置をされた方々に何らかの支援をするとか、保護者の方々に何らかをするとかいった部分についてのコメントのほうはできないというふうに考えております。

○委員（福田俊一郎） 市のフリースクールについての検討というのは、これは必要であろう、議論のほうもこれも必要であろうというふうに思うところです。今回、この教育機会確保法に基づいて、先ほど理念の話、あるいは方針の話の中で経済的支援の促進を盛り込んでありますから、国の動向等を見守っていくというような答弁を教育部長のほうがしていただきましたけれども、全国にももう既に24万人というたくさんのそういった方々がおられるわけありますから、見守るのではなくて、県内でも3,000人おる中で、ほかの県内の教育委員会等と、あるいは国や県に対しても、教育委員会自ら物を言っていかなきゃならんんじゃないかなというふうに思うところです。国だけに任すわけにはいかんような気がします。この法律が成立してから7年たっておって、7年前にこの経済支援を盛り込むというふうに方針でうたってあるわけですから、7年たってまだそれがはっきりと実施されないということであれば、地方自ら国に対して要望なり、物を言う必要があるんじゃないかなというふうに特にそういうふうに思ったところです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

紹介議員に対する質疑は以上で終了しま

す。

大井議員には本委員会に出席していただきまして、ありがとうございました。

〔紹介議員 退席〕

それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（新原春二） 今、紹介議員の意見も聞きましたし、また当局の今の現状、そしてまた対応も若干は聞いたわけですが、実際我々もまだフリースクールという現場を見ていないし、そういう携わっている人の御意見等もまだ伺っていないのが現状だと思いますので、今回そうしたものを総務文教委員会としてそういったものに携わっている人の御意見を聴く場を設置をしていただいて、今回、請願は請願できちんと整理をして、もう一つは市独自の政策にできないかということの二本立てをやっぱり研究せないかんのかなと思いますので、そんな調査をするために、今回は継続にさせていただいて、そういう研究をする時間というのをぜひつくっていただきたいと思いますので、善処方お願いします。

○委員（森満 晃） 今、新原議員からもありましたけども、この請願の趣旨については十分理解します。ただ、国や文科省のほうが何ら動きがない中で、私はその意見書を出すのはどうかなと。ただ、この意見書を出していただいたことで、これをやっぱりきっかけに、私も2年前に一般質問をした中でほぼ変わらないわけですから、この意見書を基に、市としてどういった今後対応をしたらいいのか、あるいは民間事業に対して今後どうやっていくべきなのかというところを改めて、継続して私は議論を深めていったほうがいいんじゃないのかなと、私はそういうふうに思いますので継続審査にしてください。

○委員長（徳永武次） ほかにはないですか。

ただいま本案を継続審査にしてはという声がありますので、ここで、起立によりお諮りします。本案を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次） 起立多数であります。よって、本案は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において閉会中の継続審査の申出

を議長にいたします。さらに、また先ほど新原委員がお話があったとおり研究を進めていきたいと委員会で思いますので、協力をお願いいたします。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（中津朋広）それでは、学校教育課の所管事務について説明をいたします。

総務分教委員会資料を御準備ください。

まず、去る7月31日に公開されました、令和5年度全国学力・学習状況調査の本市の結果について御報告いたします。

資料の3ページをお開きください。

本調査は、児童生徒の学力を全国的に把握するとともに、今後の学習指導の改善に役立てることを目的として、小6、中3を対象に、毎年4月中旬頃実施される調査です。

令和5年度は、小学校6年生が国語、算数と質問紙、そして中学校3年が国語、数学、英語と質問紙を実施いたしました。

2番目の調査結果に、結果と全国・県との比較をお示ししました。令和5年度は、中学校の国語以外は、令和4年度と比べて全国との差が大きくなる、非常に厳しい結果となりました。

3の考察には、特徴的なことについて示しましたので、説明いたします。

小・中学校ともに、無答、答えを書けない児童生徒の割合は全国と比べて低く、問題に取り組もうとする意欲や粘り強さは見られました。また、記述式の問題の正答率は比較的高く、各学校で自分の考えをまとめたり、書いたりする活動を大切にしている結果だと捉えています。

一方で、小学校では、漢字や基礎的な計算の定着が不十分であったり、中学校では、知識を活用して回答する問題に課題があったりするなどの改善点が明らかになりました。

質問紙の調査では、「学校に行くのは楽しい」、「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合は全国より高く、このことは魅力ある学校づくりや小中一貫教育の柱の一つであるふるさと・コミュニケーション科の成果であると捉えています。

本調査の結果を受け、各学校には、結果のよしあしにかかわらず、分析をしっかりと行い、2学期以降の学力向上対策を徹底するよう指導したところです。

次に、タブレットの家庭への持ち帰りについて説明いたします。

資料の4ページ、教育用情報機器等の貸出についてをお開きください。

これまで、議会と総務文教委員会で御質問や御要望を頂いておりましたタブレットの持ち帰りについて、本年度10月開始に向けて準備を進めております。

児童生徒がタブレットを持ち帰ることにより、1、目的の四角囲みの期待される効果のところに示してございますが、一人一人の実態に応じた家庭学習に主体的に取り組ませること、不登校や長期療養で登校できない児童生徒への学習のサポートへの活用、タブレットの機能を活用し、例えば家庭科の調理実習で学んだことを家庭で実践し、写真や動画で撮影して学校で見せ合ったりするなど、多様な家庭学習に取り組ませることができることなどの活用が考えられます。

2の貸出の概要については、貸出要項から抜粋してお示しいたしました。

貸出しの期間ですが、申込みのあった日から年度内の3月31日としており、年度ごとに保護者から申請書を提出していただきます。

機器の破損などについては、児童生徒の故意または明らかな過失によるものは、保護者に弁償を求めることができますとしています。

3番目、課題と対応として、機器の破損が増えることが懸念されることから、さらに丁寧な取扱いについての指導を徹底すること。また、家庭での通信環境には格差があることから、直ちに通信環境のある活用の仕方を前例とせず、段階的に活用の幅を広げるようにすること。また、タブレットを家庭で活用するに当たって懸念されるのが、インターネット上でのトラブルなので、各学校での個人情報の取扱いや情報モラルなどの指導、家庭への啓発などについても指導していきます。

次に、市立幼稚園の一時預かり事業について御報告いたします。

資料の5ページをお開きください。

6月の総務文教委員会で御説明いたしました市

立幼稚園の一時預かり事業ですが、8月までの利用状況について御説明いたします。

2の利用状況の(1)は、夏季休業前までの利用状況でございます。毎月約50名前後、延べ205名の利用がありました。

(2)は、夏季休業中の利用状況です。夏季休業中は、亀山幼稚園、東郷幼稚園、里幼稚園、かのこ幼稚園の4園に集約し実施しております。亀山幼稚園、東郷幼稚園の利用が少ないのは、祖父母など親戚に預かり先がある家庭が利用していないからということです。8月17日には、甌島の2園、25日には亀山幼稚園と東郷幼稚園の状況を視察し、順調に進んでいることを確認しております。

次に、祁答院地域の小学校再編について御報告をいたします。

資料の6ページをお開きください。

7月13日の第4回祁答院地域小学校再編協議会で決定したことについて御説明いたします。

2の協議の進捗状況を御覧ください。

校章につきましては、お示しておりますデザインのとおりに決定いたしました。このデザインは、黒木小学校出身の小牧良次氏から応募いただいたものを、部会再編協議会での意見を踏まえ調整したものです。

校章の意味は、祁答院氏の家紋の扇で町木だった梅の花をかたどり、祁答院の「祁」の文字をシンボルマークとして花の中央に配置し、ローマ字で「KEDON」と明記いたしました。

(2)校歌につきましては、6月に歌詞が完成したことを御報告いたしました。その後、鹿児島純心大学人間教育学部の遠藤武夫教授に作曲をしていただき、再編協議会で実際に視聴した上で、再編協議会委員の承認を得、決定いたしました。自然の美しさや文化の豊かさ、目指す児童の姿が表現され、爽やかで合唱しやすい校歌となっております。

なお、今後、作曲した遠藤教授には、現在の4小学校に新校歌の歌唱指導をしていただく予定となっております。

(3)閉校式につきましては、各地区コミュニティ協議会や各小学校と調整を行い、お示ししましたとおり、日程が決定いたしました。今後は、閉校式の式次第、閉校記念行事等の内容について

協議調整を進めていきたいと考えております。

今後も引き続き、計画的かつスピード感を持った対応をまいりたいと考えております。

最後に、資料はございませんが、下甌地域の中学校再編について、口頭で御報告いたします。

下甌中学校の再編につきましては、海陽中は、令和6年4月に海星中へ統合することをもって、令和6年3月に閉校とするという方針案に手打小学校区の同意を得るに至っておりませんでした。7月20日には手打地区のコミュニティセンターで、保護者、地域住民への説明会を開催し、これまで頂いた御意見に対する回答や、海星中で生徒が充実した学校生活を過ごしている状況、跡地利用などについて説明し、理解を求めたところであります。

また、一昨日、9月6日には手打小学校で臨時のPTA総会が開催され、その中で保護者への説明を行いました。

今後、PTAの臨時総会での協議を踏まえ、手打小学校区の保護者、地域住民で協議していただき、方針案に対する意見書の提出をお願いしたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）市の運営している幼稚園の一時預かり、夏の時期の、今この数字を見て説明も頂いたんですけど、亀山、東郷の幼稚園の人数が少なかったのが祖父母などに預けた状況等もあって、逆にこの甌島が多かった要因というのはどういう理由なのでしょう。

○学校教育課長（中津朋広）まずは、この5ページの一番下に各幼稚園の園児数というのが書いてありますが、里幼稚園、中津幼稚園、かのこ幼稚園は、もともとの園児数自体も多いということがあります。それに加えて、甌島のこの幼稚園に預けている保護者の方々が共働き世帯が多かったということも一つの要因だというふうに考えているところです。

○委員（溝上一樹）説明もありましたけれど、実際どういう声が地域、現場から届いておられますか。

○学校教育課長（中津朋広）保護者の方々からは、やはりこの一時預かり事業が始まって非常

に仕事働きやすくなったとか、好意的な声が教育委員会には届いているところです。

○委員（溝上一樹）現場のほうからは。

○学校教育課長（中津朋広）現場というのは職員のほうですね。実は、当初この預かり保育を実際に始めるときは、預かり保育をすることで常時子どもがいるので、例えば職員の研修だとか、職員の会議とかというのがうまく開けなくなるんじゃないかなという不安の音が始める前は聞かれたんです。ですが、会計年度任用職員を雇用することでそのあたりは解消されまして、各園ともスムーズに進んでおりまして、実際に始めたところ、何か課題があったというような声は今のところ届いていないところです。

○委員（溝上一樹）ではちょっと関連して聞きたいことがあるんですけど、今も説明あった幼稚園の園児数の数、多分これは認定こども園などができたことによって、市が運営している幼稚園、特に本土の人数が減っていると思うんですけど、これに対してこの人数が大分違うんですけども、3倍とか4倍とか、これに対して職員数のバランスというのはちゃんと取れているんですか。

○教育部長（上大迫 修）職員数のバランスといった部分では、本土と甌のほうでは違いが大きいです。ひわきとか城上等につきましては、職員が2名とかいった状態がございます。亀山、東郷につきましては、園長がいた後で副園長、それと担任ということですので、3名から4名の体制となっております。甌島のほうにつきましては、里とかのこでは体制が違います。里のほうについては実質二人、そしてかのこにつきましては、職員のほうが園長含めて4名ほどだったというふうに思います。ただ、今回の一時預かりをするに当たって、特に長期休業につきましては、里のほうについては、中津の幼稚園のスタッフも里の幼稚園のほうに張りつきまして、不足する分については、先ほどありました会計年度任用職員というふうにしておりますので、島2か所でするに当たっては、ほぼかのこも里幼稚園については同じような体制をしている形になっていると思います。

ただ、どうしても甌のほうにつきましては、資格を持った方や実際に働かずに家庭におられるような職員の方というのがおられませんので、確保には難儀をしているところでございます。

現場からは大きな苦情等は来ておりませんが、そういった体制上の強化については引き続き、取り組んでいきたいというふうに考えてやっているところでございます。

○委員（溝上一樹）ではちょっと関連して聞きたいことがあるんですけど、この甌島で職員の確保など苦勞されていると聞いたんですけど、この甌島限定で幼稚園の職員の募集とか、会計年度職員じゃなくて、しっかりした職員、会計年度職員、嘱託とかパートの方って限られると思うんですよ。出勤日数が少ないと思うんですよ。これで事業が拡大することによって、その少ない人数の方を逆に数を増やさないとなかなか回せなくなる。職員は働ける時間が長いので、逆に職員採用、特に、これは個人的な見解で現場から聞いたわけじゃないんですけど、若い子なんかは何年も働いていたりしていて、逆に島内から若者が出ないようにその子を職員としてちゃんとしっかり責任を持って働いてもらうとか、そういうお考えはないですか。

○教育部長（上大迫 修）これにつきましては、幼稚園教諭としての新規の正規職員の採用等についてどう考えているのかという形での質問という形でさせていただきたいと思います。

これは、全体として、本土地域におきましても、私立の認定こども園や幼稚園、保育園等の関係等もありまして、急激に私立幼稚園の定数を割るような園児数になっておりますので、現時点におきましては正規の職員のほうを雇うと、採用するというのではなくて、会計年度任用職員を月額でその資格に応じた報給の下にスタッフを確保するという形での取組をしております。島でも同様でございまして、現実的には島の状況で言いますと、園長さんが定年前の正規の職員であり、幼稚園教諭の一部について正規の職員になっておりますが、一部では会計年度任用職員という形の中でできておりますので、状況としてはそうであって、甌島のほうでも正規の職員ではなく、会計年度任用職員ということで協力を求める形で採用に奔走しているところでございます。

○委員（溝上一樹）今実際に説明を、具体的な数字も聞いてみて、本土と離島、離島のほうが子どもが多いのに職員なんかの配置も少ない。多分、職員の方、中津小学校なんかは多分一人だと思う

んですけど、ちょっとアンバランスなのかなと。今後、この夏のお預かり事業なども始まったので、なかなか現場としては会計年度任用の職員さんの確保など心配しておられる声もちらほら聞いたので、ぜひその辺の調整を今後もよろしく願います。

○委員（山中真由美） 今、溝上委員の質問と関連するんですけど、市立幼稚園の今後、幼保連携型の認定こども園に移行することに関して、当局としてはどのように考えているのかお伺いします。

○教育部長（上大迫 修） 本土、甌含めまして全体で答えますと、令和7年4月ぐらいを目標に、ある程度の園児数が確保できる部分等については認定こども園というのも想定しています。

特に甌につきましては、里、中津等での全体として捉えたときに、再編後については認定こども園の検討もするとしていますし、かのこでも同じことをしております。

ただ、現状が里、中津等につきましては、再編といった形で移転先等を決めながらしておりますので、その再編後におきまして、認定こども園をするときにスタッフの問題等もありますから、その整理をしたいと思っています。

本土地域につきましては、認定こども園といった部分等についてはまだ検討はしておりません。私立と含めまして、地域内に複数の同じような取組のできる場所がありますので、先んじ本土地域では10名以上の園児数が確保できるように、そういった園としては存続できるような形に今取り組んでいるところでございます。

○委員（山中真由美） 本土の方、市内本土のほうですか、10名以上の園児を確保できるようにという御説明があったんですけど、今後も保育ニーズって多様化していくのが求められると思うんですね。定員割れも続いている中で、本市においては待機児童の数も特別な要望がない限りは足りているようなこともあるとは思いますが、今後認定こども園にしていく方向をこれから考えるべきかなと思うんですけども、それについてはどう思われますか。

○教育部長（上大迫 修） 今先ほど答えさせていただいたのは、本年4月に確定させました幼稚園の適正規模等基本方針というものを、実際の

公立幼稚園の現場の職員や、私立の認定こども園等の代表の方等も含めて地域としてどう考えるべきかといった部分におきましては、特に本土地域はいろんな幼稚園保育園の形態灯も存在しますので、取りあえず残せる部分等については取組をして、10名以上の部分を残すということの第一のハードルで考えております。

認定こども園ということについては、現実導入するといった方向性は確認していないところでございます。7年以降に10名以上の園児数が確保できる場所を早急に固めていくという作業が重要などになっているところです。

○委員（山中真由美） それは令和7年度を目標に、10名以上を確保するために、今後延長のお預かりなどもずっと継続して続けていくということによろしかったですか。

○教育部長（上大迫 修） 特に本土にあります4園の関係者の方と話をし、地域の方とも話をするときに、園として残る部分から言うと、5人を下回ったらどうこういろいろありますけど、10名以上が確保できるように通常の一時預かりを4園ともする、夏休み等の長期休業については、亀山と統合で実施をするということで、共に取り組むような形で進めているところです。

○委員（山中真由美） 今後、夏休業中の期間のお預かりをするにしても延長をするにしても、職員数の確保、開園時間が長くなると思いますので、その辺の長くなることに対する対応もしっかり検討していただきたいと思います。

それともう1点いいですか。タブレットの貸出しについてなんですけれども、貸出しの通信環境の状況ですね。通信環境があることを前提とした活用ではなく、段階的に活用方法を拡充していくものとありますけど、具体的にはどのように考えているのかお伺いします。

○学校教育課長（中津朋広） 実は、本年このタブレットを貸出しをするに当たって、再度家庭でのWi-Fi環境という調査をいたしました。結果、Wi-Fi環境が確実にあるというふうに答えた御家庭が、小・中学校で大体パーセンテージとして75%だったんですね。

ですから、25%についてはWi-Fiの環境が今のところないということですので、最初から全ての子どもに家庭にWi-Fi環境があるとい

う使い方をすると、やっぱりそこにちょっと不平等が出てくると。

なので、まず最初はタブレットに入れて課題を持ち帰ったりとか、それからタブレットに入っているタブレットドリルを使ったりとかですね、あるいは先ほど申し上げたように、家庭で学習、何か調理実習したりとか観察したことを写真だとか動画で撮るなど、Wi-Fi環境を前提としない使い方ではまず使ってみて、徐々にWi-Fiを使える環境にある子どもからはそういったものも使うように、段階的に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○委員（山中真由美） なかなかこのネット環境というのは各御家庭で差があると思いますので、今後その児童生徒に対して公平性がなくならないように配慮していただきたいと思います。

○委員（大田黒 博） 1点だけ。学校再再編において、祁答院に限らずなんですけど、祁答院で起きた案件だったんですが、学校再開で学校跡地をどうするかという問題で、教育委員会が示したのは先着順、手先に挙げたところが有効ですよという形で進んできているんですが、実は4小学校、残るのが3小学校ですが、そこにおきまして、少し行き違いがあったようには感じましたけれども、やはりコミュニティが関係するコミュニティ課、あるいは財産マネジメントが関係するマネジメント課があります。その3教育委員会を含めて、リンク状態にないというのが感じられました。

少し交通整理しながら、どこが主導して、どこか集って中心になって、期限を切ってやるべきなのかという思ったりもするんですが、その辺を少し協議されて、教育委員会が示している先着順ですよというのも担当課がおりまじたりするわけですし、それぞれの地元議員を含めて、あそこはどう扱いになるのかということがあれば、その前後があったりすると、先着順になると少し遅かったりもするのかなと思ったりしますので、もう1回検討して、次に再編問題があまりあっちゃいけませんけれども、そういうのを少しルール的には確立した方がいいんじゃないかなと思っておりまじりますので、ぜひお願いします。

○教育部長（上大迫 修） 今、大田黒委員の方からありましたけども、学校跡地の利用について先着順といった部分とは、それを取扱ってる部

署でいいですと教育委員会ではなくて、教育委員会のほうは学校を閉校して、閉校した学校の方には閉校後のものを片づけたりという処理をしましたら、財産活用推進課に財産を所管を返します。

実際に閉校後の活用は、地域の方々が自ら使われますかという問いかけがあります。それで、なかった場合につきましては民間の事業者の方、補助制度やいろんなこともありますけど手を挙げていただいて、手を挙げた事業計画等を地域の方々が見て了解となれば、地域が同意されればその同意されたところのほうと話が進むという形になっております。

私どものほうが、今後教育委員会として閉校という行為を進めますので、12月には学校の設置条例等のほうをいじったりとかいろいろしますが、それ以降につきましては、関係します教育委員会、財産マネジメント課、コミュニティ課、またこれに企画も入るんですけど、関係課におきまして、地域の方々に今後その跡地活用については、こういった手順、考え方、制度の下に議論が進みますよということを説明していきたいので、そのように対処させていただきたいと思います。

○委員（大田黒 博） 今部長が言いましたように、ルールのなものが、コミュニティ教育会長を含めて皆さんに伝わっておればそれでいいんです。だけど、それでないような気がしまして、担当の教育委員会に言っとったよとかそれぞれの差異があったようでございました。

やっぱりよくないなと思いながら、先に手を挙げていたということがないように、やはり規則的にそういう主体的なものは大事でしょうけれども、どっか窓口を1か所にして、次の地元へのスケジュールにおいて今言われたそういうものが向かっていけば問題はないと思いますが、今回にしてもコミュニティ協議会長がそれだけ把握しているかというところじゃありませんでしたので、ぜひ学校においては、蘭牟田小あたりはまだ20年経つか経たないかですので、大変興味を持っておられる方がおられるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

○委員（溝上一樹） 本市の幼稚園、小学校、中学校のトイレの整備についてちょっとお聞きしたいんですけど、同じ会派の山元議員も今回一般質問で質問されたんですけど、甌島の幼稚園、小学

校、中学校のトイレを拝見させていただきました。

限られた予算の中で、本市には御尽力いただいていると感じておりますが、気になる施設がちょっと甑島にありましたのでお聞きしたいと思います。

そこは青瀬のかのこ幼稚園なんですけど、ここは保育園も同じ施設でありましてトイレも共通で使われておるんですが、子どもたちのトイレに関しては、洋式化は進んでるかなと感じたんですけど、問題は職員の使用する大人用のトイレが、保育園も含めて10数名働いている方がいる中でちょっと正直これはお恥ずかしい話なんですけど、僕もトイレを借りようと思ったら大人用和式が1個しかないということで、僕がトイレを借りようと思ったら先客がおりまして、待っていたらまた次に並ばれてちょっとこれは問題じゃないかなと。

僕、正直ちょっと我慢できなかったので子ども用のトイレを借りようと思ったんですよ。そしたらさすがに無理だなと思ってやめたんですけど、女性の体の小さい方なんかは正直無理やりそこを使ったりもしている現状と聞きました。

中学校みたいに体の大きな子どもなども対応できるように先生と、逆に先生が小っちゃかったりもするんですけど、幼稚園の子ども用の洋式のトイレ、和式でもいいんですけど、なかなか共用は難しいなと感じて、なお10数名もいる施設の働いている人は、10数名いる中で和式が1か箇所というのは、あまりにも働くところの環境が整っていないなと正直感じました。

その後職員さんに聞いても、やっぱり同じ施設で同じ時間、同じタイミングで働いておりますので、トイレなんかもタイミングも重なってしまったりするみたいでちょっとここは、具体的にこのかのこ幼稚園の職員用、大人用のトイレの今後改修というか改善というかそういう計画はあるんですか。

○学校教育課長（中津朋広） すみません。かのこ幼稚園のトイレの関係でございます。かのこ幼稚園の1階、正面玄関入りまして正面でございますけれども、そちらの女子トイレにおきましては、園児用が洋式が三つ、和式が一つ、職員用の一つの計五つございます。また男子トイレは、園児用といたしまして、和式が一つ、洋式が一つ、

二つの便器がございますけれども、こちらのほうにつきましては、成人用の男子トイレについて便器はございません。

成人男子の方につきましては、2階に園児等は上がれないようにしておりますけれどもそちらの2階のほう、または屋内運動場、遊戯室という形になっておりますけれども、そちらのほうのトイレを活用いただいているというような状況でございます。

1階には成人男子のトイレがないということで、溝上議員おっしゃったような形でいろいろ対応いただいたというふうに考えておりますけれども、この件につきましては、和式を洋式にということについて今後検討をする必要があるかと思っておりますけれども、便器数を増やすとか成人用を増やすということにつきましては、どうしても施設上の構造上の制限がございます。

ですから、どのようにしていくかにつきましては、現在の状況を踏まえまして幼稚園の職員とも意見交換をさせていただきまして、今後検討していきたいというふうには考えております。

○委員（溝上一樹） 個人的には、働いている方女性がほとんどなので、男性用の便器は要らないのかなと。正直なところ、洋式があれば当然男性も使いますし、数が少ないということも、またあと和式ということ、正直なかなか僕も男性ですのでもちょっと使いにくいところもあったんですけど、今後ですちょっと職場、今御答弁ありましたとおり現場の職員の方々、働いている方々の意見も、多分相当困っておられる感じでした。

けどなかなかそういう意見を言いにくいところもあったみたいで、僕のほうから気づいて話を聞きました。ぜひそういう、職員が特にデリケートな部分ですので、すみませんけどよろしくお願いいたします。

○委員（山中真由美） 今の溝上委員の質問にも関連するんですけど、薩摩川内市本市の小中学校のトイレの洋式化のスケジュール、工事スケジュール的なものが一覧にしたものがあるんでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広） 今のところ、トイレの洋式化に関しましては、令和13年度までにかけて各校を対応していこうというふうに考えております。

先日の議会におけます山元議員の質問への答弁にもあったと思うんですけども、こちらにつきましては学校改善交付金を活用しながら、1校あたり洋式化率を80%するという目標を持って、今のところスケジュールを組んでいるところでございます。

○委員（山中真由美） このスケジュールは、今御説明あった令和13年度までですかね、それまでの一覧表というか、どの学校がいついつ工事予定ですよという、分かるようなものを一度配付していただけないですか。

○委員長（徳永武次） 今山中委員からあったように、これ後で提出してもらえますか。

○委員（大田黒 博） 6月議会で教育長にお願いした経緯がありました。1点だけ、再編でスクールバスの関係でした。大村報徳学園が、あそこの道路が狭隘で、今県にお願いして市と警察と一緒にになりながら安全策をとということでしたけれども、限定を入れて協議されて、なんとかスクールバスではできないかということをお願いしたんですが、どうなったのか経緯だけ教えてください。

○教育部長（上大迫 修） さきの6月の委員会で教育長答弁もしておりましたが、スクールバスについての検討をさせていただきました。教育長の答弁からも、スクールバスの運行というのは限られた地域でありますので、他の地域での状況等も比較、検討した上でどうするのかという形で整理したところです。

結果だけで言いますと、今スクールバスを走らせている、もしくは今後、祁答院地域で走らせようというそのルート上に、同じような危険箇所というのはほぼありませんでした。

よって大村報徳学園の近くの県道狭隘の部分等についてはそこを走っているスクールバスがありますので、それに児童、小学生だけは乗車いただいてという形が進められるのではないかなと思っています。

併せまして、実はこれ県道ですので、8月30日には現場におきまして実際に県道の抜本的な改善というのがどうなっていくのか、当面の対応がどうなっていくのかという形の打合わせをしましたが、県道におきましての対応しかできないということで、サイドの線を引っ張ったり、注意喚起の看板を立てたりという形の対応を県が本年

度中にやると言っていましたけれども、やはり子どもの安全度を確保する意味では、何らかの対応が教育委員会として必要ということがありましたので、スクールバスを利用いただけるように調整したいと思っております。

また、最終的な判断をするにあたりましては、実際にその県道で1日当たりどれぐらい、登校下校のときにどれぐらいの交通量があつてといったこともきちんと数字を把握をした上で、最終的な答えを出したいと思います。スクールバスが利用できるように対処していきたいという考え方でおります。

○委員（溝上一樹） 本市の学校のエアコンの設置率、これ理科室とか音楽室の特別教室の設置率を教えてください。

○学校教育課長（中津朋広） 特別教室の空調の設置率でございますけれども、若干前ですが、本年5月1日現在の設置率といたしまして33.3%という形になっております。

○委員（溝上一樹） これは要望ですけど、今後の計画とか個別の学校の設置率の詳細等あれば資料をいただければ助かるんですが、要望です。

○委員長（徳永武次） この件もついて、設置予定表を配付していただけますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 委員の皆様の質疑は尽きたと認めます。

ただいま井上議員から発言の申し出がありますが、井上議員以外の委員の方は発言はありませんか。では井上議員認めます。

○議員（井上勝博） 学校事務職員の部活の手当についてです。

本会議でもいい回答がいただきました。ただ本人が希望すればということが強調されたんで、本人が希望して外部指導者というのに登録をするということになると、今までとどこがどう違うのかということがちょっと気になる場所なんですけど、何か制限が出てきたりとか責任が重くなるとか、何かいろいろ変化があるのかどうかを教えてください。

○学校教育課長（中津朋広） 答弁のときに申し上げました。本人が希望すればというのは、兼職兼業の申請をするときに、その申請を本人が希

望すればということになります。

これも逆に言いますと、本人が希望しなければ校長がそれを無理に命令で行うことができないという意味ですので、本人が希望するということに関して何か特別な責任が生じたりとかということではございませんので、そこは誤解のないようにお願いいたします。

○委員長（徳永武次）以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、社会教育課の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）まず、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書第7回補正の50ページです。50ページをお開きください。

10款館教育費5項校社会教育費1目社会教育総務費の社会教育管理費316万3,000円減額につきましては、今年4月の人事異動に伴う職員の給与等の調整でございます。

続きまして、同じく第2目の文化振興費でございます。

事項、文化財保護事業費241万8,000円の減額につきましては、文化財保存活用地域計画の策定事業につきましては、国、文化庁からの補助金が当初よりも減額されて交付決定されたことにより、事業計画の変更を行ったことによるものでございます。

同じく、3目公民館費の中央地方公民館費の増額86万4,000円につきましては、今年4月の人事異動に伴うものでございます。

次に歳入の説明いたします。

予算に関する説明書16ページを開きください。

16款国庫支出金2項国庫補助金8目社会教育費補助金4節社会教育費補助金、16ページの説明の欄の2行目になりますが、地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）の減

額212万2,000円でございます。

これは、先ほども歳出で説明しました事業が、当事業の補助金が当初より減額され交付決定されたことによるものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）資料はございませんが、1件のみ御報告させていただきます。

祁答院公民館駐車場の敷地への児童クラブの移転についてです。先ほどもちょっといろいろと説明がございましたが、現在、祁答院地域の小学校再編に関しましてです。

黒木わいわい児童クラブさんが現在黒木地区でいらっしゃいますが、これが今回の再編に合わせて第5小学校付近への移転の要請を受けているところでございます。したがって、当社会教育課所管の祁答院公民館の駐車場の一部を貸与することにいたしました。

これにつきましては、地元の祁答院地区のコミュニティ連絡協議会において、各地区のコミュニティ協議会の会長さんへは概要を説明しておおむね理解と協力を得られたところでございます。

現在、駐車場の周辺の方々との説明も行っているところでございます。今後、児童クラブさんとは、行政財産の目的外使用、無償の締結に向けて、具体的に場所、位置などの調整に入るところでございます。

○委員（山中真由美）夏休み期間中の青少年の補導について、どのような形でされているのかお伺いします。

また、今年の夏休み期間中に深夜徘徊など、保護に至った経緯があるのかお聞かせください。

○社会教育課長（坂下克博）年間大体、昨年度につきまして274回のパトロールを実施しているところでございます。今御指摘がありました

長期期間中、夏休み、年末年始におきましても、少年愛護委員の方々と一緒に店舗とか公園などを補導をしているところでございます。

御質問のありました夏休みの補導については、特に補導はございません。

○委員（山中真由美） 夏休み期間ではなかったと思うんですけど、今年の7月上旬、家出少女が繁華街で酔っ払いに絡まれて保護をされるという案件がありました。

私もその保護をした方から電話をもらって、深夜2時ぐらいでしたかね、その子は家出をしてきて繁華街をうろうろしていた、酔っ払いに絡まれていたという事案がありまして、警察のほうに届け出たということだったんですけど、事前に事件事故等、事件に巻き込まれる可能性の方が高いと思うんですけど、そういったことが今後ないように。

特に中心市街地というのは、やっぱり少年少女も人が集まれば出てきやすくなると思います。特に夏祭りの時期でですね、花火大会とかそういうときにまた集中して、深夜徘徊とかパトロールを強化していただきたいと思います。

○社会教育課長（坂下克博） 今後またパトロール、また警察の方と連携を取っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

すみません、時間が12時を過ぎますけど図書館はちょっと距離がありますので、図書館までは済ませます。

[発言する者あり]

○委員長（徳永武次） 少年自然の家まで済ませますので御協力をください。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次） 次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず審査を一時中止しております、議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（寺田和一） それでは、補正予算について説明させていただきます。予算に関する説明書の50ページをお開きください。50ページでございます。

10款5項4目図書館費のうち図書館管理費の減額補正でございます。

補正の内容といたしましては、本年4月の人事異動に伴う給与費の減額補正でございます。

歳入につきましては特にございません。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次） 次は少年自然の家の審査に入ります。

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しております議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学） 予算に関する説明書第7回補正予算書の50ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を減額するものでございます。

内容は、職員の人事異動に伴う人権費の減でございます。

歳入についてはございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、少年自然の家用の審査を終わります。
ここで、休憩します。再開はおむね１３時
１０分といたします。

~~~~~

午後０時 ４分休憩

~~~~~

午後１時１０分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△秘書広報課の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書広報課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○秘書広報課長（川床和代）令和コミュニティトークの開催方針の変更について説明いたします。

未来政策部、総務分教委員会資料の３ページを御覧ください。

地区コミュニティ協議会との共催で、令和３年度から開始しております令和コミュニティトークは、令和４年１１月の平成中学校区で、全市域を１巡目を終えたところです。

２巡目をスタートするに当たり、対話を重ねる

機会を増やすために、開催の方法を一部見直すものです。変更点は二つございます。

一つ目は開催方式です。一巡目は、中学校区を基本とする１０エリアを２年間で１巡いたしました。つまり、それぞれの皆様のところへ伺うのは、２年で１回となっております。

今後は、機会を増やすために、１年間で１巡する方法に変更したいと考えており、エリア分けにつきましては、次期総合計画原案のゾーニングに合わせて、６エリアで開催したいと考えております。つまり、６箇所のそれぞれのエリアへは、１年に１回お伺いすることとなります。

二つ目は、意見交換の内容についてです。資料の中ほどの表を御覧ください。

まず、地区振興計画の進捗に応じまして、概要などを御報告いただき、事前提出議題について回答を行います。その後、特に皆様と共有しておきたいことなどについて、市からお伝えするため、市政の動向報告を追加し、その後、意見交換を行うことといたします。

以上の見直しは、令和６年度から実施したいと考えております。

なお、本年度、令和５年度についてですが、試行的にこの６エリアで開催してみたいと考えております。

今議会初日全協で、コミュニティ課から説明したとおり、本年度は自治組織制度の見直しを控えていることから、これを主なテーマに意見交換を行うために、１０月中旬から１１月上旬にかけて開催できないかと考え、地区コミュニティ協議会と調整させていただいております。この日程につきましては、決まり次第、議員の皆様にも情報提供させていただく予定です。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）今、説明があった令和コミュニティトークの件でお聞きしたいと思います。

現状２年間で１回だったのを、１年で１回ずつ回るという方向性を試験的に行う。１０区域だったのが６エリア、会場が少なくなる。これは、エリアの数より回数を重視して開催を行うという考え方で間違いはないですか。

○秘書広報課長（川床和代）そのような考え



で調整させていただきました。

○委員（溝上一樹）甌島に関してなんですけど、1か所ということで、参加される方が偏ると思うんですけど、会場次第では。その辺はどうお考えですか。

○秘書広報課長（川床和代）1巡目につきましては、御案内のとおり、鹿島で行わせていただきました。例えば、上島と下島を交代にするなど、開催場所についてはローテーションといいますか、変更しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、秘書広報課の審査を終わります。

---

#### △企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、企画政策課の審査に入ります。

○企画政策課長（下門隆嗣）予算説明の前に、お詫びをさせていただきたく、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）はい、どうぞ。

○企画政策課長（下門隆嗣）一昨日、9月6日午前9時過ぎに、議員情報提供で発信いたしました九州・台湾クリエイティブウィーク開催の記者会見について、補正予算、総務文教委員会審議前に発信したことにつきまして、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

なお、報道、プレスに対しての情報発信は行っておりません。

今後、このようなことがないように注意し、再発防止に努めてまいります。

申し訳ございませんでした。

---

#### △議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、まず審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。この補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）歳出について、予算に関する説明書24ページになります。

2款1項6目企画費は、委託料の減額及び負担金の増について、総務文教委員会資料で説明いた

します。

資料の4ページをお願いいたします。

1. 第3次総合計画市民アンケート調査について、令和5年7月6日の議員全員協議会で概要をお示しいたしました基本構想、基本計画の原案について、新たな施策体系における58政策重要度、満足度を調査するとともに、成果指標の現状値を把握する必要があるものでございます。

(2) スケジュールでございますが、10月から11月にかけて市民アンケートを実施し、その後、結果を計画へ反映させる作業を行う予定でございます。

(3) 市民アンケート調査に対する調査対象は、18歳以上の市民3,000人を無作為抽出することとしています。

今回の補正予算要求は、委託料の執行残額500万円を減額し、161万5,000円を増額したことから、338万5,000円の減額となるものです。

次に、負担金でございますが、同じく総務分教委員会資料の4ページをお開きください。

2. 九州・台湾クリエイティブウィークについて、日本、台湾、アメリカの産官学金の多様なキーマンが、本市に一堂に会し、経済交流の促進や循環経済都市の実現に向けて、11月に3日間開催することとしております。

主な目的は、九州、台湾の経済交流促進、経済人材のネットワーク確立、市・県のアピール、2030年SDGs率達成や2050年カーボンニュートラル達成のための循環経済都市実現としております。

開催日は、令和5年11月15日水曜日から17日金曜日の3日間。

プログラムにつきましては、11月15日が福岡を拠点とする経済団体であります九州経済フォーラム、こちらのほうを台湾・九州地域間交流シンポジウムと題して行われます。

11月16日、17日につきましては、THE TAIWAN KYUSYU実行委員会による講演、パネルディスカッション等、また最終日には薩摩川内宣言を行う予定としております。

16、17日両日を使いまして、展示商談会ブースや薩摩川内市のPRブースも設ける予定でございます。

実行委員会につきましては、スタンフォード大学、鹿児島銀行、本市としております。

令和5年度補正予算につきましては、500万円をTHE TAIWAN KYUSYU実行委員会に対する負担金として要求させていただいております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）この九州・台湾クリエイティブウィークについて、これは従来、年次的に開催されたものを、薩摩川内市で今年はやりますよということなんですかね。それとも全く新しいものを、薩摩川内市で開催をするということになりますか。どっち。

○企画政策課長（下門隆嗣）今回、全く新しい新規の催し物になると考えております。

○未来政策部長（古川英利）クリエイティブウィークとしては、そういうことで全く新しい取組です。

ただ、九州経済フォーラム様におかれましては、福岡だけでなく、これまで熊本と長崎で出前に、出先にして地域の方と交流しようというのをされていました。今回、薩摩川内でぜひ一緒にやりたいということがありましたので、このクリエイティブウィークの中に組み込んでやっております。

○委員（新原春二）これは、先ほど市長が、県の市長会の中で台湾に訪問されました。そのときの一つの成果として捉えていいものなのか、それとも台湾の九州領事館のほうからオファーがあったのか、どっちですか。

○未来政策部長（古川英利）領事館のほうからこういう企画があったわけではなくて、まったく薩摩川内市としての単独の企画であります。

市長が台湾に行かれたときも、クリエイティブウィークの台湾側のキーマンの柯承恩（チェンエンコウ）先生と打ち合わせをさせていただいて、市長会の出張が有意義になったっていいですか、この準備を兼ねて協議をさせていただいたところなんです。効果があったと思っております。

○委員（新原春二）有意義な大会だと思うんですけど、以前、何か議員のほうから、私が議長している頃でした。領事館の方と面談をしたときに、

非常に薩摩川内市に興味を持っていらっしゃるということがありましたし、また、今回、熊本にTMMCの進出があるということで、台湾経由の九州ということがクローズアップされてくると思いますので、ぜひこの取組は成功させていただいて、これだけではなくて、これから先の台湾との経済交流、これを大事にしていかなきゃならないと思いますので、ぜひ成功を期していただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部の委員会資料の6ページをお開きください。

1. SDGsに関する普及啓発活動について報告いたします。

（1）令和5年度SDGs職員研修会につきまして、市職員が意識的にSDGsに取り組む、またSDGsの重要性、達成に向けた考え方を把握する、主体的に取り組むことを目的に行いました。

対象者は、課長代理職及び主管の市職員としております。令和5年8月2日、水曜日に、午前午後2回行っております。参加人数は61名でございます。

（2）それとは別に、教職員を対象としたSDGsワークショップも行っております。

市内の学校で、先生方を対象としたワークショップ形式で実施いたしました。令和5年8月3日、8月4日の2回開催し、参加者は川島学園れいめい中学校・高等学校の9名、水引小学校7名、平佐西小学校10名でございました。

大変好評であり、インスタやホームページ等で掲載しているところでございます。

（3）薩摩川内市SDGsイノベーショントライアルサポート事業について、今回新たに2件の応募があり、審査会を経て2件の実証実験の支援が決定いたしました。

1件目が、廃棄アルミ鍋類を利用した鍛金造形、（ア）事業者名は、樋脇精工株式会社で、実施期

間としては11月1日から来年4月30日としております。

この鍛金技術を、同社がお持ちということで、アルミ製の鍋や容器類から、いろんな鍛金技術を用いて甲冑面や鈴などを製作し、不要な材料をリサイクルするということを目指しております。

次に、7ページになります。

2件目の、廃食油の資源循環促進に向けた分別回収モデルの実証実験でございます。事業者は、サーキュラーパーク九州株式会社、実施期間は同じく11月1日から来年4月30日。

昨日、環境課のほうで委員会のほうでも説明いたしました。一般家庭の廃食油を適切な方法で回収し、大きなペットボトル等で詰めて、資源ごみのリサイクルの日に出していただき、それを事業者において回収した後に、様々な活用を模索するものでございます。回収量や品質などの測定分析を、まずは行いたいということでございます。

次に、7ページ中段2、移住者交流会の開催について。

目的は、移住者のフォローや本市への定着を図ることを、移住者同士の交流会を開催するものでございます。ここにありますとおり、ア、交流の場の提供、イ、活躍の機会の提供、ウ、交流ネットワークを構築する、関係性を継続するということが大きな目的でございます。

(2)開催概要につきましては、9月29日金曜日午前中に、場所においては、SOKO KAKA内の喫茶店を予定しております。参加者につきましては、転入後10年未満の15名程度とし、先輩移住者である小田氏の講和と講師を交えた意見交換を予定しております。本事業はゼロ予算の予定でございます。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（溝上一樹）**今、御説明あった、移住者交流会の開催について、ちょっと踏み込んで質問させていただきますが、実際、本市と甌島、離島に分けて移住者の数を知りたいんですけど、市が把握している範囲で教えてください。

**○企画政策課長（下門隆嗣）**移住者につきましては、転入者という概念で大きく捉えられておりますので、その分析について、この方が移住者

なのか、通常の転勤なのかというのは、ちょっと数値的には補足してございません。

ただし、定住促進に応じた補助金の受給者、申請者、決定者というのは把握してございます。数値につきましては、グループ長に答弁させます。

後ほど数値的なものはお示しさせていただきます。けたらと思います。

**○委員（溝上一樹）**移住者、移定住者、僕も甌島に住んでいて、移定住者と交流する機会もあるんですけど、移定住者同士の交流も当然大切だと思うんですけど、離島の場合、移定住された方と離島の住民、地域住民との交流も必要だと思うんですけど、逆に移定住者と地元の方の交流会などの開催は、これまでいろいろとやられているんですか。実績を教えてください。

**○企画政策課長（下門隆嗣）**今回の取組も初めてのものとございまして、これまでの実績というのはございません。市としてやった実績はございません。

**○委員（溝上一樹）**ちょっと厳しい言葉になっちゃうんですけど、この移定住を頑張っている反面、移住されても出て行かれる方もおられると思うんですけど、その出て行かれる理由は、本市としては把握している理由等、御存じないですか。

**○未来政策部長（古川英利）**市のほうがセットをする移定住者と地元の方の交流というのは、これまで実はなくて、今回こういう形、移定住者をまずやろうとしています。御案内のとおり御存じだと思うんですが、甌島においては民間の方が自主的に移定住者と地元の方のつながりの企画をされたりして、その結果とか、状況は我々も教えてもらっています。

あと、移定住者で島を離れる方の理由は、生活的な部分もありますけど、やはり子育てのやっぱり段階を見ながら仕方なく出られる方もいらっしゃるし、あと地域の方との人間関係とかそういう悩みも聞いたりしているところです。

なかなか職業の選択が限られている部分もあって、非常に環境はいいんだけどって言いながらの言葉で島を去っていく様子は何人も聞いているところがあって、我々としてもそこに対するケアを地区コミュニティ協議会とか、事業者の方向かと連携してしないといけないんじゃないかというふ

うには認識しております。

**○委員（溝上一樹）** 私も、実際、移定住された方と交流をするようにしてるんですけど、当然、地元の方の認識だったり、地区コミ、自治会等も、もう少し移住された方に対して、特に私の住んでいる所なんか、外国から仕事で移住された方もいるんで、なるべく交流するように、交流する場を今後、コロナも落ち着いたことなんで、作ればなと思っておりますので、本市のバックアップのほうもよろしく願いいたします。

**○委員（山中真由美）** 排食油の資源循環促進事業について、数点お伺いします。

先日の生活福祉委員会でも説明があったとは思いますが、このモデル実証実験のされる自治会と、この期間中に集められる排食油は何リッター、何トンぐらい集まるのかっていうのと、あと、このバイオディーゼルに生成するってあるんですけども、この生成した後、本市でこのバイオディーゼルを使う用途があるのかお伺いします。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 1点目の数量につきましては、この数量も含めた、一般家庭からどれくらい集められるのかというも含めた実証ということで、今回、事業者からございました。

また、自治会数につきましても、現在、環境課と事業者等で調整を行っているところでございます。二つになるか三つになるか、まだ決定してございません。

バイオディーゼル燃料はどのように使用されるものかという、市内で使用されるのかということでございますが、サーキュラーパーク九州は御存じのとおり、ナカダイホールディングスという東京に本社がある会社でございます。

市内に限らず、事業者のノウハウによる用途が想定されていると聞いておりますが、実用化についても、まだどれだけの回収があつて、それをバイオディーゼル燃料にする、できるかどうか、まだわからない状況でございます。

**○委員（山中真由美）** この回収をされる自治会もまだ調整中ということだったんですけど、そのほかに、こういった、今、SDGsの観点とか、興味を持たれている方って結構多いと思われるんですね。そういった方々が、自治会外からも持ち込みたい、何か参加をしたいといった場合、どこ

か集める場所とかがあってあるんですか。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** まだ現在、特定の場所、その他の場所を想定してはおりませんので、今後の研究課題かなと思っております。

**○委員（山中真由美）** 家庭で出る廃食油っていうの、扱いに、料理をされる方なら分かると思うんですけど、固めて燃えるごみに出したりとか、結構家庭でも困られている方って多くて、こういった事業をされると、集めてもらえるんだったら持っていこうかなという気にもなると思うんですね。

ぜひ、モデル事業をされる自治会だけではなくて、ほかにもどこか1か所、市の公設のごみステーションとかあると思うんですけど、そこが人を配置しなきゃいけないとかいろんな課題はあると思うんですけど、どこか1か所集められる場所を、フリースペースでも設けていただけたらなと思います。

**○未来政策部長（古川英利）** そういうことを念頭に、事業者側とまた調整をしてみます。

ただ、今回、実証なので、どれくらいの量が集まって、どういう品質のものがあるかというのがあつて、あと集め方についてもいろいろ、今後も、火をつけたら燃えたりいろいろあると思うので、そういうことを含めて、自治会とコミュニケーションを取っていこうかというのが一つの目的でもありますので、最終的には山中委員おっしゃるような形で、市民総ぐるみでどんどん意識ある人たちが出していただけるような環境づくりの準備作業という位置づけでおりますので、今の御意見を念頭にちょっと作業を進めたいと思います。

**○企画政策課長（下門隆嗣）** 先ほどの溝上委員の御質問に対して、グループ長から回答いたします。

**○地域デザイン・移住定住グループ長（早瀬孝一）** 定住住宅取得補助金とリフォーム補助金を使って転入をされた数についてお知らせいたします。

これ、第1期から第7期までということで、平成17年度からなんですけど、総数としましては2,010人です。あと、甌島地域においては32人となっております。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

---

△コミュニティ課の審査

○委員長（徳永武次）次は、コミュニティ課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）未来政策部委員会資料の8ページをお開きください。

第4次薩摩川内市生涯学習推進計画の策定についてでございます。

令和2年度に策定いたしました第3次生涯学習推進計画の計画期間が、令和6年度末となっております。このことから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第4次薩摩川内市生涯学習推進計画の策定をするものでございます。

生涯学習本部に選定委員会を設置し、計画の見直しに必要なアンケート内容の検討、現計画の振り返り及びアンケート結果に基づく計画策定の方向性の計画草案の承認を行うものでございます。

18歳以上の市民1,200人を対象としたアンケート調査を実施し、市民の意識、実態、ニーズを把握したいと考えております。

なお、今回のアンケート調査には、QRコードのほうも付しまして、スマートフォンでも回答できるようにし、少しでも多くのアンケートが回収できるように努めたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、策定委員会で開催しながら、併せて庁内各課へ計画振り返りをお願いするとともに、町内でも検討委員会を設置する予定でございます。

その後、推進本部会議で草案承認、議会での草案説明後、パブリックコメントを実施しながら、令和6年10月の公表をするものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

男女共同参画フェアの開催についてでございます。

今回は、「私らしく、あなたらしくを知る。気

づく。一人一人が幸せに過ごすヒント探し」をテーマとし、知ること、気づくことから始める多様性の尊重やジェンダー平等推進を目指し、10月29日曜日にSSプラザさんだいで開催されます。

また、夏休みから9月にかけて、子どもたちのジェンダー平等ポスター、標語を募集しており、フェアの中で入賞者に対しての表彰を実施したいと考えております。

日程内容につきましては、ワークショップや男女共同参画を知る展示をするとともに、体験コーナーを設け、実行委員を中心に、年齢、性別を問わず多くの市民の方々に来場していただけるよう企画しております。詳しくは、お目通しいただければと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が終わりましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。

---

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）次は、総務課の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○総務課長（黒木 諭）歳出予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の24ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費で人事異動に伴い人件費を減額し、普通旅費につきまして、同じく人事異動に伴う赴任旅費の不足分を増額補正しようとするものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○総務課長（黒木 諭）行政管理部の委員会資料2ページをお開きください。

令和5年人事院勧告につきまして、8月7日に人事院が政府に対しまして、国家公務員の給与に関する勧告を行いましたので、その概要を説明いたします。

人事院勧告は、公務員が労働基本権の一部が制約されている代償措置として、国家公務員の適正な給与を確保するため、民間従業員の給与水準を基準としまして、例年実施されるもので、今年度の勧告内容は、1の月額給については、（1）民間給与との格差を埋めるため、平均1.1%のプラス改定でございます。

（2）初任給につきまして、大卒程度1万1,000円、高卒程度1万2,000円を増額するなど、若年層に重点を置いて引上げを行うものであります。

2の期末勤勉手当につきましては、月例給と同じく民間を基準としまして、支給率を合計0.1月分引き上げるものでございます。

3の在宅勤務等手当につきましては、住居等で一定期間以上勤務する職員に対して支給することができる在宅勤務等手当が新設されております。

4の非常勤職員の給与につきまして、今回の常勤職員の改定に準じて、非常勤職員の給与も改定するよう努める旨が給与指針に追加されております。

5のこれらの実施時期につきましては、月例給与は本年4月に遡り、期末勤勉手当については、12月期の期末勤勉手当で調整することとされております。

この改正条例につきましては、今後、職員組合と協議の上、国、県の給与法改定の動向等を踏まえまして、12月議会で関係します条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました、現第95号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（大濱浩一）歳出より説明いたします。第7回補正予算書の24ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費は、説明欄の事項、財産一般管理費で、前年度決算に伴い繰越金が確定したことに伴う法定積立を行うため、財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入について、20ページを御覧ください。

21款1項1目繰越金は、前年度繰越金を今回の補正財源として増額するものであります。

22ページを御覧ください。

23巻1項7目土木費では、一般道路整備事業の財源として道路整備事業債を増額し、8目消防債では、消防資機材整備事業の財源として消防防災施設整備事業債を増額し、9目教育債では、祁答院地域小学校再編事業の財源として教育施設整備事業債を増額するものであります。

次に、地方債補正について、13ページの第4表地方債補正を御覧ください。

地方債補正として、道路整備事業、消防防災施設整備事業、教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員 着席〕

---

△請願第5号 地方財政の充実・強化に関

する意見書提出についての請願書

○委員長（徳永武次）次に、請願第5号地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員の成川議員に出席をいただいておりますので、請願の趣旨等について説明を求めます。

○紹介議員（成川幸太郎）総務文教委員会におきまして、本請願に関する趣旨説明の機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、今、全国のほとんどの自治体におきましては、急激な少子高齢化が進展する中で、医療、介護などの社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

一方、現状に目を向ければ、公共サービスを担う人員は不足し、疲弊する職場実態にある中で、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対策も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は、いわゆる骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に対応できるのか、大きな不安が残されており、引き続き、これらの行政需要に対応し得る財源の確保を求めていく必要があります。

このことから、2024年度の政府予算等地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要となります。

この意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方の現状を直接国に訴えるために行うものであり、地域の公共サービスの水準を維持するため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通して地方財政の確立を目指そうとするもので、政府概算要求の策定時期に照準を合わせ、今定例会での採択をお願いするものです。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択について委員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○委員長（徳永武次）それでは、当局からの本請願について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）せっかく紹介議員がおられるのに、先ほど1時間ぐらいかけて質疑をしてきたのんですけど、1点だけちょっと説明いただきたいと思います。

10の、項目12、人口減少に直面する小規模地帯の段階補正について項目がありますけれども、段階補正については、御承知のとおり、地方交付税の大きい自治体も小さい自治体も、この段階補正によって標準の地方交付税が交付されるという仕組みになっていると思うんですけども、この段階補正の拡充というふうに書いてありますが、拡充の意味を教えてください。

○紹介議員（成川幸太郎）これは、取りあえず2021年度方針に基づいて、24年まで、それを確保していくということになっているんですけども、どっちにしても、今の決められた枠内では、非常に地方自治体っていうのが活動が細っていく。それに、特に人口減少に直面するのは、小規模自治体ほど大きな影響を受けているので、それに対する枠をちょっと確保、広げていただくような要請をできればということで聞いております。

○委員長（徳永武次）いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）紹介議員に対する質疑は、以上で終了します。

成川議員には本委員会に出席していただき、ありがとうございました。

〔紹介議員 退席〕

○委員長（徳永武次）それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思います。御意見ありませんか。

○委員（新原春二）地方財政の確保は、地方自治にとって非常に欠かせない、いつも頭の痛い事項でありますし、そういう意味では国の予算をたくさんもらえるようにするのが願いであります。

それは、当局も含めてそうなんですけれども、そもそも声を上げていくという意味では、この際、陳情を採択して国に要請をしたいということですので、これについては本日の委員会で採決して、早急に上部に送っていただきたいと思いま

すので採決をお願いいたします。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ただいま採決の声がございました。

採決は起立により行います。本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で、本請願の審査を終了します。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承をお願いします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

---

#### △契約検査室の審査

○委員長（徳永武次）次は、契約検査室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔発言する者あり〕

○委員長（徳永武次）しばらくお待ちください。

資料説明をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長（徳永武次）配信の手違いらしいです。これは、6月議会のものです。資料はありません。

所管事務調査全般の質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査室の審査を終わります。

---

#### △財産マネジメント課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

---

#### △議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）歳出について御説明をいたしますので、予算に関する説明書の24ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費の説明欄、事項、財産一般管理費の本課分197万7,000円。これは、旧寄田幼稚園解体のための設計業務に係る委託料の増額でございます。

内容といたしましては、旧寄田小学校敷地内にあります平成24年3月に閉園をいたしました幼稚園舎にシロアリ被害があることから、安全性の向上及び旧寄田小学校の閉校跡地利活用の推進を図ることを目的に解体をしまして、その設計委託料に係る予算を補正でお願いするものであります。

次に、同ページ、11目庁舎管理費の説明欄、事項、庁舎管理費の620万円は、本庁舎屋内駐車場出口に警報器を設置するための工事請負費の増額でございます。

内容といたしましては、庁舎屋内駐車場出口に面する市道冷水線歩道に視覚障害者用の点字シートが整備されるに当たり、歩行者の安全確保を目的に駐車場出口に警報器を設置する工事に係る予算を補正でお願いするものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査



○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）それでは、総務文教委員会資料の３ページをお願いいたします。

本庁舎エレベーター更新工事についての概要を説明させていただきます。

現在の本庁舎エレベーターは昭和５１年に稼働し、平成１０年３月に更新を行い、２５年が経過をしております。

設備は、建築基準法改正による安全基準や耐震基準に適合していない部分もありますことから、安全性向上のために今回、更新工事を実施するものであります。

１の工事概要につきましては、エレベーター２基の制御及び意匠のリニューアルになります。

Ａにありますとおり、制御リニューアルでは、制御盤モーターの更新及び新たに戸開走行保護装置機能を設置いたします。

さらに、地震・停電の際は最寄りの階に着床、火災の際は１階に着床する機能を追加いたします。

Ｂにあります意匠リニューアルでは、かご室内部のドア、操作板等のリニューアル、及び利用者の安全確保のために、新たに防犯用の監視カメラを設置いたします。

また、Ｃにありますように、工事の際には庁舎利用者に影響がないよう、１基ごとに実施していくこととしております。

次に、大きな２番工事請負契約につきましては、（１）契約の相手方は、東芝エレベーター株式会社九州支社。

２番の契約金額、３番の契約年月日、４番の工期等については記載のとおりであります。

大きな３番の作業工程につきましては、（１）のとおり、先に２号機から作業を行い、１月８日に着手をしまして、１月２９日からの使用開始を予定しております。

（２）の１号機の作業予定は、２号機の使用開始後、１月２９日に着手をしまして、２月１９日からの使用開始といたしております。

続きまして、資料はございませんけれども、閉校跡地利活用制度の延長についての御説明をさせていただきますと思います。

遊休公共施設等利活用促進条例に基づく閉校跡地利活用の評価期間につきましては、平成３０年度から取り組んでまいりましたが、さらに令和６年度、来年度から令和１１年度までを新たに利活用評価期間として取り組むことといたしました。

これは、これまでの間の利活用、及び今後新たに閉校跡地となる祁答院地域の小学校、甌島区域の中学校、これらに対応するためのものであります。

制度の運用といたしましては、閉校するに当たりまして地区の制度説明及び利活用の有無の確認、学校の備品整理、施設の貸付料を算定するための固定資産評価の実施などの手続を行うこととなります。

地区が利活用されないということになりますと、その後は企業等の利活用について随時協議を行うこととしております。なお、企業等の事業提案につきましては、内容を精査し、併せて事業実施に対する地区コミュニティ協議会の理解を得ることとしております。

理解が得られた後には、事業実施の申請書を受理することとしております。理解が得られなければ、結果的には申請書を受理できないということになり、事業実施できないこととなります。このことは、やはり地区で事業を行っていくには地区の理解、地区との良好な関係を得られなければ事業自体がうまく行かない、そのような観点から、こういう取扱いにしているところであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）小さいことですが、２点だけお聞きします。

まず１点は、エレベーターの更新工事についてであります。

２５年ぶりに更新をされるということですが、もうなくてはならない機材でありますので、ぜひしっかりとしたものをつくっていただきたいということで、１点だけ、今、エアコンを内蔵したエレベーターが普及に、通常になっているような感じになっていますが、今回設置をされるエレベーターにはエアコンがついているのかついていないのか。

そこら辺は、できたらつけてほしい。市民が暑

いところから来られたときに、エレベーターでほっと一息される。寒いときに暖房が入っていれば、入ってくるときにほっとされる。そうした市民のサービスについて、ぜひエアコンがついたエレベーターを設置していただきたいというのがお願いです。

もう一つは、先ほど言いました学校跡地がこの近年、閉校跡地になってくるわけですけど、この学校跡地を財産活用室のほうに移管をされる時期、これをはっきりしないといけないんじゃないか。ルートは今、話をされたように、地域の方々が使われる。もう使われないときには、一般財活によって企業なり、いろんなものにされるといいう話がありましたけど、教育委員会が所管をされているものを財活に移管をされるといいうのは、どの時点でされるのかというのがちょっと曖昧になっているんじゃないか。

例えば、学校施設をする場合に、地元の方々を含めて教育委員会に話をされて、地元の活用をするということになっていくのか。それとも、学校の教育委員会がいつの時点で、もう工期を渡した時点で財活に入っていくのか。そこら辺の時期がちょっと曖昧になっているんじゃないかと思います。そこら辺を明確にされて利活用をしていただきたい。時期はいつになりますか。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** まず、1 点目のエレベーター内のエアコンの整備についてですけども、今のところはつける計画にはなっておりません。

ただ、ファンが回っておりますので、その分の風は送られている状況にはなっています。

新たにつけるとなると、ちょっとまた予算のほうも膨らみますので、今のところはつける計画ではおりません。

それと、2 点目の閉校跡地の関係で、教育委員会からの所管についてですけども、閉校をしてその後、4 月から教育委員会のほうで備品等の整理を行っていくわけですけども、これまでの取扱いではその間、1 年間で備品整理とかの期間に取りまして、翌年の4月に財産マネジメント課のほうに普通財産として所管替えをして閉校跡地の利活用を進めていっている状況にあります。

**○委員（新原春二）** エレベーターは残念ですけど、市の庁舎からすれば入り口から入っても、今

クローズになっていますので、冷房・暖房は効いている中でエレベーターに入っていけるというのはありますので、そんなに逼迫したものではないです。それはそれで、予算がエアコンつけたときに幾らプラスになるのか、一般の家庭用でも10万そこらすればエアコンはつくわけです。そこら辺は特殊なものでしょうから、またちょっと調査をされて、そんなに予算がかからないのであれば市民サービスに生かしていただきたい。お願いします。

もう一つ、学校の利活用の関係は、教育委員会が1年持っているということで、その中で地域の方々がこういうものに使いたいということがあったら、教育委員会の範疇で地区に渡されていいのか。それとも、もうそうじゃなくて、1年経過した後には財活から地域のほうにそうした利用許可を出すとか、そこら辺はどうなりますか。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** これまでは、まず今の所管で行きますと、企画政策課になるんですけども、地区の利活用の確認をします。それは、これまでの手続で行きますと、先ほど申し上げましたように1年間、備品等のいろいろな整備をして、その後、まず地区の利活用の確認をしておりました。

そこで地区が使わないとなると、今度は財産マネジメント課のほうで企業向けに事業の提案というか、受け付けることになっております。

今後、企画政策課がするのか、ちょっとそこはまたいろいろ調整が出てきますけれども、まずは地区の利活用確認、そして事業者の利活用の提案を受けるという流れになります。

**○委員（新原春二）** もう1回確認しますけど、教育委員会が閉校を決めて3月31日で閉校になります。この4月から新校になっていくわけですけども、その4月1日から1年間は残務をやって、1年後には財活でやりますよと、地域のものであっても財活に来てから地域のほうに渡しますよという理解でよろしいですか。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** これまでは、そういう取扱いをしておりましたけれども、やはりスピード感を持った対応をしないといけないという部分もありますので、先ほど申し上げました、関係課が複数あります。そこで、お互い情報交換とか取扱いの内容をいろいろ情報共有しな

がらなるべく早く、例えば1年たたなくても準備が整えばそういう地域活用、企業活用というところに踏み込んでいくということは可能だとは考えております。

**○委員（新原春二）** そうした場合に、一定、1年間ときちっと決まったルールがあればいいですけど、早くやることもあり得るということになりますと、そういうものは地域のほうにぜひ早めに広報しないと、ここは私が使うんだったというものが出てきますので、そこら辺は情報公開をしながらオープンにして、取り決めに機能することなく、やるときにはきちんとそういった広報をしていただきたいと思います。

**○委員（福田俊一郎）** 早めに言えばたんでしょけれども、予算の可決の過程で言えばよかったんですけども、エレベーターの更新工事についてですけども、当然、車椅子も入るというふうなことなんでしょうし、また点字のこと、あるいは視覚障害の方々に対する音声の設備がついているのかということです。これについて、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** まず、車椅子につきましては、2基ありまして、どちらも車椅子では入れます。一方は大きいタイプ、もう一つのほうは若干小さくなりますけれども、車椅子での利用は中で旋回できるようなスペースはあります。

それと、ボタン等のところの点字も対応しております。

ただ音声が、例えば「何階です」という音声のことだと思うんですけども、そこまでは、今のところでは対応はしていないところです。

**○委員（福田俊一郎）** 今後、やはりそういった音声の対応も必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。いずれにしても、薩摩川内市においても、信号機もそういった音声の発信装置がついておりますし、整備が拡充されてきていますので、庁舎内でもそういった対応もしていくべきだろうというふうに思います。

また、エレベーターが1号機、2号機、それぞれ定員が11名と15名。これ、何で違うんでしょうか。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** それぞれ大きさを変えているのは、やはり大きな荷物を

運んだりするというのもありますし、そういう形で2号機のほうは若干大きなつくりをしている部分があります。同じ大きさではなくて、差をつけて整備しております。

**○委員（福田俊一郎）** 予算を最大限に生かして、1台は大きくしようということだというふうに認識していいですね。

それと、エレベーターの利便性についてですけども、誤解があるのかどうか、ちょっと認識がうさかもしれませんけど、本庁の現在のエレベーターに乗ろうとすると、例えば1階で上のボタンを押したときにたまたま誰かが上のボタンを押すと、2台とも上がっていくような感じを私はいつも受けるんです。上にいても、下に行くボタンを下の方が押すと、2台降りていくような、いつもそういうエレベーターなんです。

そうしたときに、せっかく東芝エレベーターという会社ですけども、2台を従来どおり設置するのであれば、上で押した方は、11人15人乗るエレベーターですから1台だけ上に行けばいいんじゃないかなというふうに思うんです。それはもう、この会社のプログラムで改善できると思いますので、新たな予算も要らんとしますので、プログラム改善でそういうふうに利便性の高いエレベーターにしてほしいと思いますが、この件についてちょっと答弁をいただきたいと思います。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** エレベーターには、御承知のとおり制御盤がついておりますので、その制御盤がそれぞれの動きをコントロールしている部分があります。動作の速さであったり、どこに行きなさいというのも、その制御盤のほうでコントロールしております。例えば、6階で押されて2台とも6階に上がっていくというのはたまたまじゃないかなと、まず上がっていくというのは、そういう制御はされていないと思います。

例えば、6階で押された場合と4階で押された場合で、たまたま両方が上がって行って、どちらかで止まってどちらかで止まるという動きになっているのかなというふうに。

**○委員（福田俊一郎）** だから、上のほうで4階の人が押しても、6階の人が押して、上に上がったならその4階と6階の人が、これで言えば11名を超えなければ乗れるわけですから、1台

は下で待機しておってもいいんじゃないかと思うんです。そこは制御盤があるということですし、恐らくプログラムがあるでしょうから、ここを変更して1台で上がっていくようにすればいいんじゃないかなというふうに思うんです。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** たまたまというか、ちょっと言い方があれでしたが、上に上がる人が押す場合と下に行きたい人が押す場合がたまたま重なって、上に上がって行って、1台はそのまま上に行く、1台はそのまま下に行く、そういう制御が働いているんじゃないかというふうに思います。

**○委員長（徳永武次）** じゃあ、後でチェックをしてください。

**○委員（大田黒 博）** 先ほどの新原委員の確認をさせてください。

課長のところでは、自分の所管として1年後は状況を見ます。組に確認をしてというのは今の何もなかったときです。ただ、企画と教育委員会が入って、今度財政が入ってくる。そういう中に所管が三つあるわけです。そうしたときに、先着順というのはどこで生きてくるんですか。先着順というのは、例えば、マネジメント課に先に行ったときにはそれが生きてくるんですか。教育委員会に行ったときにそれが生きてくるんですか。まず、そこからお願いします。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** 先着順というか、先に来たところを、マネジメント課に相談があればそこで随時協議を進めていきますので、最初に来たところを先に協議を進めていきます。

それで、先ほど申し上げましたように、いろいろ地区とも話をしながら進めていきます。そこが駄目になると、また次のところに取り組んでいかなければいけないというふうになりますので、まずは財産マネジメント課のほうで企業活用をする。それで問合せに來られたところをまず、話を進めていくことになるかと思います。

**○委員（大田黒 博）** それは課長の所管の言い分だと、僕は思っているんです。

ただ、そういうのを市民が、地域にある業者が閉校跡地を使いたいというところが、教育委員会にある文章に先着順とうたってあるわけです。その窓口がどこかというのは分かりません。

皆さん方が言うのであれば、財政マネジメント課を閉校跡地の窓口にするべきだと僕は思って、古川部長にも伝えたんです。そこを交通整理してくださいよということです。

市民や地域の業者の方々は手を挙げたいんだけど、教育委員会に先に言ったけど、後からマネジメント課に言ったところのほうが先に、どっちを優先するかというのは分かりません。そのあたりの説明はなされないんじゃないですか。

**○財産マネジメント課長（下藺伸一）** 今、おっしゃられたように、例えばこちらに行って、こちらに行って、どちらが優先するかという話になりますので、そこはお互い今後、閉校跡地に関係してくる箇所、数か所ありますので、そこでやはり情報共有をしながらうまく交通整理をして取り組んでいきたいと思います。

**○委員（大田黒 博）** おかしいよ。もう最後にしますけれども、今言われる、課長がそういうことで困る、そういうのを交通整理しないとさらに困るのは手を挙げようとしているところです。

ということは、地域のコミュニティ課にしても、先に黒木にすれば、アサダメッシュさんが黒木地区コミに相談に来て、そこが教育委員会に行っているわけです。それを教育委員会が、今言われるようにスムーズに財政マネジメント課に来て進むようであれば別にいいんです。それをずっとストックしておって、課長がそういう1年間の猶予があるということを言われると、それはコミュニティ課も困りますし、さらに手を挙げてきたところが、それなら私は別なところに先に言っていたんですけどとなると、これはどこが先着順かというのは分かりません。

だから、コミュニティ課は企画で、皆さん方はまた、課が違います。だから、部長を中心に、課長を中心にもう1回、交通整理しないと問題が起きますということです。

**○行政管理部長（鬼塚雅之）** ただいま委員のほうからありました件につきましては、関係する部課ときちんと調整をして、基本的には閉校跡地のこの利活用制度を活用する所管課というのは、私、行政管理部の財産マネジメント課になります。

仮に、教育委員会に話があったとか、もしくはコミュニティ課に話があった場合も、必ずその話は財産マネジメント課とも共有するように、また

連絡調整を密に取るようにしますので、そういった心配事が起きないようにみんなで連携を取っていきたいというふうに思っております。

**○委員（大田黒 博）** ぜひお願いします。部長、心配事で終わってしまわないんです。これはもう、どんどん進んでいきますから、その手を挙げられたところはもう安心されて、先着順というのが先に伝わると、業者から、市役所から連絡が来るものという感覚しかないんです。

だから、今、部長が言われるしっかりした交通整理していないとやはり問題がありますから、順を追ってしなきゃいけない。教育委員会にある先着順の文章を見ると、あれは教育委員会でいいんだという判断をします。それをコミセンの会長に見せたら教育委員会に言えればいいんだという感覚しかないんです。

だからもう1回、共有し合ってみてもらって、部長のところ、課長のところで統一化していただきたいと思っているのでよろしくお願いします。

**○行政管理部長（鬼塚雅之）** すみません、1点だけ補足というか、先ほど課長のほうがスタートの時期の話をしました。閉校してから1年間で備品を片付けて、その後、地域に確認をしてという話をしました。

基本的な流れはそうでありますけれども、例えば備品の整理が早く済みます。それで、その後、閉校跡地の利活用を地域に確認をします。地域に確認した後、もう地域利用はないということであれば、そのときに初めて財産マネジメント課が企業誘致というか、企業に対する利活用の方向性になります。

どうしても企業向けに公募というお知らせするときには、あくまでも地域が利活用をしないと決まった後に公募していきますので、その辺は理解いただければと思っております。

1年間、絶対にかけてするということではなくて、早く片付けが済んだりとかいろんなことがあれば、早めに手続、スタートできるかもしれませんというののちょっと御理解いただければと思います。

**○委員（大田黒 博）** 分かりました。ですから、閉校跡地、上手小、黒木小、藺牟田が、あそこを全体使いたいたいところもあれば、一部だというところがあれば、その統一化したものを要望され

るものをまとめ役はどこになるかということです。

だから、それがマネジメントかなのか。そうであれば、収集して意見を聞いて、それなら備品はどれを使いますか、残ったものと、今言われる説明で、1年間はコミ協に相談する、そういう説明だと分かりやすい。

ただ、上手小跡地を全部使いたいというのがあれば、そこでしっかりした窓口が、それならどういう形です。あと、残ったものはどうするという判断をしなきゃいけない。その中心になるところはどこですか。役所にそういうのがないんじゃないですか。3か所全部あって、統一されたものがないと、手を挙げるところは不安があるし、ちゃんとしたものがなければ説明不足の中で終わっていくという不安があるということです。その点を含めてお願いしたいと思います。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。

ただいま、犬井議員から発言の申出がありますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** それでは、委員外議員からの発言を求める声がありますので、犬井議員、具体的に質問事項について御説明をお願いします。

**○議員（犬井美香）** ありがとうございます。今の閉校跡地の利活用について、ちょっとお尋ねしたいことがありますのでよろしくお願いします。

**○委員長（徳永武次）** ただいまの申出の取扱いについて御協議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** それでは、本件についての発言を認めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議員（犬井美香）** 今、期間も延長されたということで、今後の統廃合を見込んで延長したということもあったので、少し確認なんですけれども、その地域が利活用するに当たっての要件です。先ほど、一部とか全部とかという声もありましたけれども、以前はたしか、地域においても全てを使わなければ許すことはできないというか、許可できないようなお話があったように記憶をしていますが、その地域が使う場合の要件と、あと今、閉校跡地になっても何年もたっているのですけれども、まだどこも事業者も手を挙げていない学校閉校跡地というのがどのぐらい残っているのか

というのをお尋ねします。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）やはり、地域利用につきましても、施設一体での利用をしていただきたいというのが最初の活用の始まりになりますので、今も変わってはおりません。

それと、現在まだ活用されていない学校になりますけれども、24校が全部で閉校しております。その中で、開業準備等を含めまして今、12校が活用されていますので、残りの差引き12校がまだ活用になっていない。問合せがあつて潰れたところもありますけれども、活用がされていないのが12校ということになります。

○議員（犬井美香）あと1回だけなのでなんですけど、やはり地域において施設を一体的に使うというのは、そこの人口減少も含め、やっぱり子どもたちも少なくなっているという現状についての閉校というのが大きい理由だとは思いますが、それをやっぱり一体的に使う人数、そして管理していく人数というのは、結構ハードルが高いと、私は自分のところも閉校して思ったんです。

だから、施設をごく一部の部屋でもいいのでやっぱり地域で使いたい。サロンなども含めてなんですけど、そういう声は結構多かったように私は思っていますので、そのあたりは少し、要件緩和というわけではありませんが、やはり地域がごくその学校があることによって今までつながってきたものが、少しずつそういうものが薄れていく不安というのもあると思いますので、ぜひそういうものがなくならないような在り方というのも、もちろん一体で使っていただくのが一番理想的ではあると思うんですけど、そのあたりは想像すれば少し分かるのかなというふうにもちょっと感じますので、その辺のお考えとか、これまでの声というのはなかったでしょうか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）学校施設一部を使うということになりますと、残りの部分がまた本当に使えなくなってしまうという、ほかの事業者さんが入ってくるというのも難しくなりますし、そういう部分もあつて一体利用ということで今まで進めているところがあります。

中には、一部分だけをという声もありましたけれども、やはりそこはお断りしたところがあります。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま

す。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

---

△行政経営課の審査

○委員長（徳永武次）次は、行政経営課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、行政経営課の審査を終わります。

---

△スマートデジタル戦略室の審査

○委員長（徳永武次）次は、スマートデジタル戦略室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）すみません、1点だけ。先日、つんPayの事業所説明会があったと思うんですけど、それが台風で延期になりまして、動画配信をされるということだったんですけど、その動画配信が結構遅れていた。メールで申し込んだから動画を配信されるまで2週間程度かかったということなんですけど、その配信が遅れた理由というのは何かあるんですか。

○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）当日参加できなかった方に向けて、当日の説明会の状況をビデオで撮影していたんですけども、やはり、ある一定レベルで見ていただくために少し手修正等が入りまして、その作業時間に少し時間をいただいたところになります。

○委員（山中真由美）ごめんなさい、私はまだ見れてないんですけども、その動画を見た方

から、ちょっと音声がよく聞き取れなかったと、何を話しているかもよく分からずに、結局また次の説明会に行かなければいけないという声をいただきました。

せっかくスマートデジタル室で、そうした便利なツールを使って、そこに行かずとも説明会に参加できるようなことがあるので、ちょっと動画の編集も、音声であったり聞き取りやすくできるように考えていただきたいと思います。

#### ○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）

ちょっと聞き取りにくいということで申し訳ございませんでした。

次回以降、同じような対応をする機会があるかどうか分からないんですけども、今いただいた御意見を参考にして、きちんと対応していきたいと思います。

○委員（溝上一樹）同じくつんPayについて質問させていただくんですけど、最近、お店でもつんPayの表示というか、よく見るんですけど、まだ子育て応援券とか産後ケアのそういう利用で、今現在、本市でのダウンロード数というか、インストール数というか、把握はされておりますか。

#### ○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）

1日から運用が始まりまして、子育て応援券と産後ケアということで、対象者がおおむね700から800ぐらいかなというふうに思っているところです。

ダウンロード数につきましては、細かい数字のほうは、まだちょっと押さえている状況ではないんですけども、利用をいただいているというふうには聞いているところでして、月締めだったりとか、そういったのを今後、経過的に追ってきたいなというふうに考えているところです。

○委員（溝上一樹）個人的にも、こういうペイペイだったりd払いだったり、いろいろ使うんですけど、毎回聞くんですけど、今後のつんPayの進み具合、いろいろな電子マネーというかそういうのがあるんですけど、今現在でどの辺ぐらいまで計画されているのか教えてください。

#### ○スマートデジタル戦略室長（福山勝広）

先ほども申しましたように、一部しか今、使えていない状況というのが現状です。10月から、旅トク納税も始まりますけれども、こちらも市外の方ということですので、まず、市内の利用者の方

を増やしていく展開をかけていかないといけないというふうに考えておりますので、市役所全体で、庁内で関係課を少し集めて、つんPayを使った新たな事業の創設だったりとか、今現状やっている事業のつんPay上の展開を進めて、協議していこうというふうに考えておりますので、その辺も含めて、ある程度、事業の形が見えてきたりとか、御説明できる段階になったら、きちんとまた議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、スマートデジタル戦略室の審査を終わります。

#### △選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

#### △議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（上野卓也）それでは議案第95号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の28ページをお開きください。

2完4項1目選挙管理委員会費で、これは今年4月の人事異動に伴い職員手当等共済費の増額補正を計上したものでございます。

歳入予算の補正はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより

所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

---

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（尾曲秀樹君）それでは、補正予算につきまして御説明申し上げますので、予算に関する説明書の29ページを御覧ください。

2款6項1目監査委員費、事項監査委員費の1万9,000円の減額につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

---

△議案第95号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、予算に関する説明書の23ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で補正額の294万1,000円の減額につきましては、説明欄を御覧ください。

議会管理費におきまして、職員の給料、職員手当等及び調査費の減額でございます。

なお歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第95号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了しましたので、これより討論採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、議事調査課の審査を終わります。

---

△請願第５号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

○委員長（徳永武次）次に、請願第５号を採択すべきものと決定しましたので、ここで、お諮りします。

地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを日程に追加してこれを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず書記からタブレットに意見案を配信させます。

〔意見書（案）配信〕

○委員長（徳永武次）意見書（案）は請願書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。  
御確認ください。（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、この意見書（案）について御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）それでは、御意見がありませんので、文言等の軽重な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、地方財政の充実・強化に関する意見書

提出についてを終了します。

以上で、日程の全ては終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よってそのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣について

○委員長（徳永武次）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よってそのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務分教委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

請願文書表

意見書案



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                  |       |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 請願第 5 号                                          | 受理年月日 | 令和 5 年 7 月 7 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書                      |       |                |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 廣居 忠喜 |       |                |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 成川 幸太郎                                           |       |                |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                  |       |                |
| <p>今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。</p> <p>しかし、現実には、地域公共サービスを担う人員は不足し、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また、多発する大規模災害への対策も迫られている。</p> <p>これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。</p> <p>このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるための意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出されるよう請願する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                  |       |                |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                  |       |                |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。</li> <li>2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。</li> <li>3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。</li> <li>4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行うこと。</li> <li>5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。</li> <li>6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財源需要を十分に満たすこと。</li> <li>7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。</li> <li>8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。<br/>特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。</li> <li>9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。</li> <li>10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。</li> </ol> |                                                  |       |                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |       |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 請願第 6 号                                                | 受理年月日 | 令和 5 年 8 月 1 8 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書 |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薩摩川内市中郷五丁目 1 5 9 番地<br>熊之細 真美                          |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 犬井 美香                                                  |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                        |       |                  |
| <p>令和 3 年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で 2 4 万 4 , 9 4 0 人と 8 年連続で増加しており、鹿児島県内でも約 3 , 0 0 0 人が不登校と、依然高水準で推移している。</p> <p>また、不登校の定義となっている年間欠席 3 0 日以上に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。</p> <p>このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料、月 3 万 3 , 0 0 0 円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。</p> <p>多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。</p> <p>以上のことから、現状では、教育機会確保法第 3 条の基本理念 2 に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。</p> <p>よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項が実現されるよう、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、政府・関係省庁へ意見書を提出されるよう強く請願する。</p> |                                                        |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                        |       |                  |
| <p>1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。</p> <p>2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                        |       |                  |

## 発議第 2 号

### 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次

### 提 案 理 由

令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すべきである。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

### 地方財政の充実・強化に関する意見書 (案)

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められております。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また、多発する大規模災害への対策も迫られております。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の

検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財源需要を十分に満たす

こと。

- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 2 0 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

---



薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次